

令和2年陸別町議会12月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年12月9日	午前10時00分	議長	本田 学	
	閉会	令和2年12月9日	午後3時43分	議長	本田 学	
応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1 2 3 4 6 7 8	中村佳代子 三輪隼平 久保広幸 谷 郁 司 多胡裕司 渡辺三義 本田 学	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	会 計 管 理 者	（棟方勝則）		
	総 務 課 長	副島俊樹	町 民 課 長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建 設 課 長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
追 加 1	議案第84号	交通事故（損害賠償）に係る和解について
3		意見書の提出について
4		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、通告に従いまして、今日は総合防災訓練を終えて及び地域の縮小化に伴う課題につきまして町長にお伺いいたしますが、前議会定例会での一般質問において、時間の都合で質問できませんでした新型コロナウイルス感染拡大の影響の一部とSDGsの取り組みをそれぞれに関係する箇所で折り込みながら進めてまいりたいと思います。

それでは、最初に、総合防災訓練を終えてにつきましてお伺いします。

去る10月6日、3年ごとに実施されております当町の総合防災訓練が行われました。大雨洪水特別警報が発令され、それに伴って災害対策本部を設置する措置を想定したものでありますが、時勢を反映いたしまして、今回は新型コロナウイルス感染防止の観点をも含めた避難所の開設訓練が中心でありました。このような形の取り組みは初めてのことでありますし、また、避難所のスタッフに対しても事前に予行演習を行っていなかったということで、各所で様々な混乱が生じておりました。このことは、ひとえにスタッフ間の連携に起因するところが大きいわけではありますが、あえて言わせていただければ、準備万端の状態で行うよりも、課題を探り出す上では、混乱があらわに

なったほうが、早い段階での対処方法が定まるのではないかと考えており、今回の訓練は、そのような意味ではこれでよかったのかと、そのように考えております。

この感染防止の観点を含めた避難所開設訓練の取り組みについては、道も運営指針となるマニュアルを改定していて、避難者を分散させることや、マスクや消毒液といった物資を備蓄することなどのほか、個々人の避難に対する準備として、知人や親戚宅、そして安全な場所での車中泊など、避難の選択肢を複数持つこと、また、非常食や懐中電灯などの避難用荷物の中に、体温計、マスク、アルコール消毒液などの感染対策グッズも準備しておくことなどを盛り込んでおります。

このような避難所開設訓練が各地で行われており、それぞれに課題の解決に向けて取り組まれていることと思いますが、今日は、当町における訓練に参加して気づいたことを参酌しつつ、避難指示の伝達と経路を含めた避難方法、そして、避難所の運営スタッフの確保の2点について、実際の対応がどのようになるのかをお伺いいたします。

当町における警戒の必要な自然災害としては、風水害ということになるかと思いますが、地域防災計画の中でも水害及び土砂災害対策を重視しております。

思い起こしますと、今から4年ほど前になりますが、平成28年8月17日に上陸した台風7号以降、わずか半月の間に本道を襲った台風は、三つが上陸し、一つが最接近する異常な状態となりました。

当町においても、利別川の水位が急上昇して、氾濫危険水位を超え、流域に住まわれる世帯の一部に避難勧告及び避難指示が出されました。被災の状況としては、町道関係で44路線、33か所を初め、農業や林業用施設関係など、広範にわたっており、また、町内栄町の国有林地で土砂が崩落し、近くに居住する民家の物置き1棟が全壊する被害が発生しております。

この間の気象データによりますと、8月17日に本道に上陸した台風7号以降、2か月間ほどの町内観測所における累計降水量が平年の4倍を超える400ミリ超を記録したということであります。当町の特に市街地にあっては、その大部分が浸水想定区域及び山地災害危険地区もしくはその隣接地とされていて、降水量が多くなるたびに、河川の水位上昇による被害と土砂災害を受けやすい地域として注意喚起されております。

それでは、先ほど申し上げました2点について順にお伺いします。

最初に、避難指示の伝達と経路を含めた避難方法について伺います。

直近の例としては、先ほどの平成28年の台風被害の際に、21世帯46人に対して行った勧告に対し、6世帯13人が避難した際の状況については、災害対策本部設置後、速やかに利別川沿いの住民全戸に避難勧告を発令し、訪問による避難所への避難要請を行ったということでありました。また、避難移動の支援としては、勧告発令と同時にバスを運行しております。

あれからわずか4年を経た現在、その状況は大きく変わっております。避難所の運営に感染症対策の観点を取り入れた対応が必要になったことはもちろんのことであります

が、さきの急傾斜地崩壊危険箇所等の基礎調査の結果、調査した26か所全てが土砂災害警戒区域で、うち12か所は土砂災害特別警戒区域ということであり、現在、北海道知事による指定に向けた事務手続中とのことではありますが、調査結果が出ておりますので、今後は避難勧告、指示の発令判断において、大雨洪水警報などに加え、土砂災害警戒情報についても注意を払わなければならないことになるとは思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、災害が発生しそうな場合には、あらゆる情報に注意を払って、先手の行動が大切だと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 当町の市街地における避難指示の伝達対象範囲、それと、避難経路を考える上で、重要な要件となる浸水想定区域及び土砂災害警戒区域については、浸水想定区域とされる元町、緑町、新町2区、そして特別養護老人ホームしらかば苑を含む共栄第1のそれぞれ一部と、新町1区の全域、また、土砂災害警戒区域としては、栄町及び大通のそれぞれ大部分が対象となります。その上で、避難と避難経路を指示しなければならないわけではありますが、保健センター及びタウンホールのいずれか、または両方が緊急避難所として指定されることになれば、陸別橋並びに緑橋、それから通学橋を渡る経路を選択するには慎重な判断が必要になりますし、また、土砂災害警戒区域については、北海道知事による指定に向けた公示に係る図書が公表されておまして、特別警戒区域のそれを見ますと、相当広範囲にわたって崖崩れ、地滑りが想定されていて、その当該区域、その隣接地にある国道242号線も含まれるわけではありますが、町道等の通行は極力避けなければならないと思います。

それらを踏まえた上で、住民に避難を呼びかけることにはなりますが、その方法は、愛の鐘による放送や車両による広報は当然に行われることになるとは思いますが、やはり実行性が高いのは、習慣的な行動として、テレビ等から情報を得ることと、戸別の訪問ということになるとは思いますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 9月の定例会における他の議員の一般質問のときにもお答えはしておりますが、住民に呼びかける方法といたしましては、愛の鐘での放送、対象地域での車両による広報、放送事業者へ情報を発し、テレビ、ラジオ等による放送、また、携帯の緊急速報メール、そして戸別訪問などを考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 住民に対する避難指示の伝達と避難経路の確保について、ただいま答弁をいただきました。

それとあわせてですが、外国人を含む旅行者等、道路利用者への情報提供が必要にな

ります。

そのような視点で、近年、災害時の道の駅の活用が新たな機能として注目されております。当町においても、道の駅オーロラタウン93陸別は、市街地の幹線道路沿いであり、国道及び主要道道のアクセスポイントになっております。被災箇所や周辺道路の情報提供とともに、沿線の交通情報を聞き取る上でも有用でありますので、道の駅とは情報を共有できる体制をとっておくべきと思っております。

それでは、続きまして、避難所の運営スタッフの確保について伺います。

災害防止や避難誘導、そして感染症への対応を加えた避難所の運営において、それに携わるスタッフの確保が最も重要になると思います。避難行動の支援にも多くの人員が必要となる中で、避難所の運営を限られた人員で対応しなければなりませんし、今回の訓練でも明らかになっておりますように、招集されたスタッフが到着順に緊急性の高い業務から配置されなければ、避難をスムーズに受け入れることができませんので、おのおのが日ごろから避難に関する業務の全体像を把握していなければなりませんし、なかなかそのようにはならないと思います。したがって、業務の優先度を最低限把握した状態での行動が必要になると思いますが、スタッフの招集から部署に配置されるまでの一連の流れに対するお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 災害対策本部につきましては、災害対策本部設置基準に基づきまして、災害または大規模な事故等が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、町長を本部長とする災害対策本部を設置いたします。職員の招集は、非常配備基準に基づきまして、災害の状況に応じて職員を招集することになります。招集された職員は、所属する課単位で六つの班に編成されますが、本部の指示により、必要に応じて柔軟に配置し、対策に当たることになると、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この避難所のスタッフは町職員が中心になるわけですが、元来、人員の不足が懸念されておりました。地域防災計画では、避難誘導體制の整備として、地域住民等の協力にも期待する内容になっております。しかしながら、地域によっては、高齢化と人口の減少で、コミュニティ自体の維持が困難になっているところもあります。

また、今回の総合防災訓練では、福祉避難所の開設訓練も行われました。社会福祉法人北勝光生会との協定に基づき、法人が町内緑町で管理する多目的施設であります。そこを福祉避難所として、新型コロナウイルス感染防止の観点を含めた避難訓練が行われました。避難所スタッフも原則的には法人職員が当たったのでありますが、冒頭でも申し上げました、4年前の台風による浸水被害の際と同様、この施設はグループホーム入居者等のバックアップ施設として、障害者の地域生活者が施設に避難して考えることができますので、この訓練によって、感染防止の対処方法を学ぶ上では有意義なもの

であったと思っております。

しかし、一般町民を対象とした避難行動要支援者のための避難所の運営を担うとなれば、やはりスタッフの確保においては、役場以上に大変なことではないかと思っております。この法人が運営しております施設は、いずれも関係法令に基づく自主防災組織を持ち、これに関わる業務には全職員が配置されておりますが、承知のとおり、要介護者及び障害者の入所施設でありますから、現業職員は昼夜を問わない変形時間労働制の交代勤務についております。したがって、有事の際に招集できる人員が限られるのが実態であります。

現実的な対応として、避難してくる避難行動要支援者がごく少数で、ショートステイのような感覚で一時的に避難してくる方を受け入れることは可能であります。それは平常時の場合であって、新型コロナウイルス感染防止の観点を含めた対応となれば、避難所スタッフとして職員を配置することが難しいこともさることながら、今回の訓練からも明らかのように、用意された避難所のスペースが狭いため、感染防止策としての避難者へのトリアージによる避難場所の区分が適切にできなかったことから、このように浸水害と感染症の拡大という複合災害が懸念される場合、実際に避難指示を発令するに当たっては、施設設備の集約されているタウンホール及び保健センターを中心としたエリアにおいて、避難行動要支援者も含めて対応するのが現実的と考えますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 福祉避難所を含めた避難所の開設については、災害の場所、また、規模等踏まえて、本部長の判断で決定されるところであります。必ずしもあらゆる災害発生時に全ての避難所、福祉避難所が開設されるものではありません。また、福祉避難所の受け入れにつきましては、福祉避難所の指定に関する協定第3条の4項に基づき、発生した災害の状況に応じて、他の避難所に避難することが困難であると町または施設管理者が判断した場合、要介護者に当たらない方も受け入れることができると、そのように規定しております。したがって、繰り返すにはなりますが、災害の場所、規模等踏まえて、その都度、適切に判断してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 避難所の選定、指定につきましては、今回いただきましたハザードマップでも明示されているわけでありますが、やはり避難所の開設に当たっては、場所とかの問題よりは、やはりスタッフが集約できるかどうかだろうと、そのように考えます。したがって、地域の避難所を開設することは確かに移動に関しては便利ではありますが、場所が増えれば増えるほどスタッフの確保が難しいのは当然のことだと思います。したがって、現実的には、この地域の町内区域であれば、先ほど申し上げましたように、タウンホール、それから保健センター、周辺地域であれば、確か

に上斗満とか小利別、それぞれ避難所が指定されておりますので、そういう可能性も出てくることは十分理解しております。

いずれにしましても、避難所の運営スタッフの確保が、今申し上げましたように、大きな課題となる中で、さきの議会定例会における質疑において、町長が自主防災組織の設立に言及されておりました。どのような組織になるのかはまだ分かりませんが、被災箇所の警戒等、危険度の高い業務は別として、避難誘導だけではなく、避難所の運営スタッフとしても、もちろん訓練を含めてであります。考えていく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自主防災組織につきましては、まだ設立には至っておりませんが、設立に向けた検討を進めていかなければならないと、そのように考えております。なお、避難所の運営に関しましては、必要に応じて、自治会、また、ボランティア団体等の協力も得る必要があると、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、続きまして、二つ目の項目であります、地域の縮小化に伴う課題についてお伺いします。

これからのまちづくりのイメージは、申し上げるまでもなく、人口の減少を受け入れた中で、経済だけではなく、行政をも含めて、成長路線一辺倒では地域社会を維持していくことが困難になりますので、規模の社会から循環の社会へと転換しなければならないと言われております。

人口の減少が進行した場合に想定されるまちづくりや、生活への影響については、これまでも多くの皆さんが、公式の場だけではなく、様々な機会に正してきておりますが、今日はそれらを整理する形で質問させていただきたいと思っております。

この地域の縮小化は、当町だけの問題ではなく、人口の減少に伴って、国自体の活動規模が縮小していくことで、様々な場面で変革が求められております。仰々しく申し上げるのもいかがとは思いますが、このテーマについては、今日までの6年弱にわたる議会活動の中で、幾度か考えを述べさせていただきました。逐条の質疑は別といたしまして、議会定例会における一般質問での要点をかいつまんでみますと、平成28年6月議会以降、今年3月議会まで、6度に渡りまして、総合計画のまちづくりマスタープランとしての位置づけ、町財政の縮小に伴う行政評価の必要性、要支援者を支える仕組み、水道事業の将来展望、官民連携による地域課題解決関連事業の創出、次世代につなぐまちづくりなどについて触れさせていただいております。

再度申し上げることになりますが、人口の減少に伴う社会全般にわたる規模の縮小化は、国自体も認めざるを得ず、また、誰もがそれを実感している状況下で、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う活動の自粛がこれに拍車をかけております。私たちが日常生活をおくるために必要な各種のサービスは、一定の人口規模の上に成り立つ

ております。言いかえますと、人がいて初めてニーズが生まれるということで、それは当然のことです。人口の減少によって、小売、飲食、娯楽、医療などの地域からの撤退が進み、生活に必要な物資やサービスを手に入れることが困難になりますと、日々の生活の支障が生じてきます。地方の雇用は、学校や行政機関、福祉関連事業などのサービス事業等の第3次産業の割合が高く、当町でも約6割近くが第3次産業に従事する方だろうと思っております。

こうした産業の縮小、撤退は、地域のさらなる縮小につながります。人口の減少と、それに伴う経済や産業活動の縮小によって、町の税収が減少する一方で、高齢化の進行で社会保障関連費の増大が見込まれ、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、計画は幾らでも策定できますが、これまで受けられていた行政によるサービスが廃止や有料化を余儀なくされる自体に至ることも懸念され、結果として、生活に不便が生じて、それが人口の流出に拍車をかけることにもなりかねません。このような厳しい財政状況の中で、これまでに整備された公共施設やインフラ資産の維持、更新の問題が重くのしかかっております。

現時点で想定される地域の課題を挙げてみますと、公私共同による地域福祉の維持、地域包括ケアの拡充、広域型社会福祉施設の事業規模の適正化、公共交通の維持と医療体制の確保、公共による住宅整備の適正化、維持可能な学校運営、中山間地域の集落の維持、農地の利用集積と異業種による農業への参入、森林資源の多面的活用、小売業の再生、そして行政規模の適正化など、これらは私の思いつく範囲の内容ではありますが、まだまだたくさんの課題が存在しているものと思っております。

いずれも、総合計画では基本計画に、SDGsではターゲットに当たるもので、今日は、それらを構成する事務事業であります施策についてお伺いしたいと思います。

時間の都合もございますので、今回は3点。

UIJターン新規就業支援事業の新たな取り組みを含む地方創生推進交付金事業の評価と展望。

地域包括ケアシステム構築のための課題。

そして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新生活様式の取り組みについて伺います。

最初に、UIJターン新規就業支援事業の新たな取り組みを含む地方創生推進交付金事業の評価と展望についてであります。まずは第1期総合戦略の最終年でありました令和元年度事業を見て見ます。決算額としては、3町連携事業であります道の駅を核とした（仮称）銀河の里DMO観光地域づくり連携事業及び十勝連携事業であります十勝アクティブシニア移住交流促進事業と、十勝イノベーションエコシステム推進事業を合わせた当町の負担金は、決算認定の際にいただいた資料では485万1,000円の当初予算に対する実績額は443万7,710円で、2分の1が交付金充当額になりますから、一般財源による負担額は残りの221万8,855円ということになっております。

3町連携の事業については、地域産品販路拡大実証事業や、3町地場産品を活用した新たな食ブランド構築事業に関する各種フェアなどをしばしば目に見しているところではありますが、それらを含めた地方創生推進交付金に係る第1期5年間の評価をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、地方版総合戦略である陸別町人口ビジョン総合戦略を平成27年の10月に策定しまして、総合戦略に基づく事業を展開してまいりました。

一つ目として、安定した雇用の場を創出する。

二つ目、新しい人の流れをつくる。

三つ目、結婚、出産、子育てしやすい環境をつくる。

四つ、安心、安全に暮らせる地域をつくる、この四つの基本目標を設定しまして、それぞれ数値目標を掲げ、実績も検証してきております。

具体的に取り組んだ地域創生交付金事業といたしましては、一つ目、道の駅を核とした銀河の里DMO、観光地域づくり連携事業として拠点施設の魅力創出、まちのにぎわい創出、特産品マーケティング、観光誘客に関する事業を実施してきております。当町は、町単独で、後に3町連携事業として実施しております。

また、二つ目として、圏域版移住アドバイザーを活用した十勝東北部移住促進事業として、十勝東北部移住サポートセンターの開設、首都圏プロモーション、新農林業人材発掘プログラムの開発を実施してきました。そのほか、十勝アクティブシニア移住交流促進事業、十勝イノベーションエコシステム推進事業について、帯広市や十勝総合振興局などと連携して取り組んでまいりました。それぞれの事業で一定の成果が得られており、引き続き第2期の総合戦略において目標達成に向けて事業を進めていると、そういうところでもあります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、続きまして、第2期5年間の初年度になります令和2年度、今年度の事業から見た今後の展望を伺います。

今年度は、3町連携事業と十勝広域連携事業は継続となりますが、新たに十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業とUIJターン新規就業支援事業を加えた4件の事業費負担額が348万2,000円で、うち、一般財源は149万1,000円を予定しております。

特にUIJターン新規就業支援事業については、当初予算に100万円を計上するに当たっての議案説明資料をいただいておりますし、また、町ホームページでも既に広報されております。陸別町移住支援交付要綱では、町内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的に、東京圏から当町に移住した者が道のマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合、または企業支援金の交付決

定を受けた場合に、移住支援金を交付するというものであります。要綱にも掲げられておりますように、この移住支援金は、道のマッチングサイトに求人を登録する企業等に就業することを条件に支給されるものであります。町内の企業等は既に登録を進めているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 第2期の総合戦略につきましては、今年度から令和6年度までの5か年間の計画として策定しまして、現在は初年度目ということで、関連事業を進めております。

その中で、基本目標の一つであります安定した雇用の場を創出するに関する主な施策として、UIJターン新規就業支援事業にも取り組みます。

事業内容につきましては、大きくは議員のおっしゃるとおりでありまして、当町では2社が登録しましたが、うち1社は町内での採用が決定したため、取り下げております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この道のマッチングサイトを見てみますと、特に多いのは、やはり農林業と福祉関連事業で、道内の多くの事業者が登録しております。この後、担い手対策の問題もお聞きしますが、やはり恒常的に町内の働き手が足りないということで、積極的にやはりこれは取り組む必要があると思います。

先ほど申し上げましたように、この事業は移住、定住の促進を目的にしていて、既に今年度の予算も確保されているわけでありまして、したがって、行政としても町内の企業等には、道のマッチングサイトに登録するよう積極的に働きかける必要があると思いますが、お考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町の無料職業紹介所に正規職員の求人登録をしている町内の会社などに対しまして、個別に訪問して事業の説明を行ってきております。9社に対し説明を行い、先ほど申しました2社が登録をいたしました。また、広報や町のホームページでも事業の周知を行っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、もう一つの新規事業であります、十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業につきまして、これは十勝管内18町村と東京都の台東区及び墨田区が連携して行う事業であろうことは推測できるわけでありまして、具体的にはどのような事業が想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業につきましては、主な目的として、関係人口創出、それと、民間レベルの継続的な交流であります。事業は

三つに分類されまして、新たな食文化の創出、スポーツ、アウトドア交流の拡大、戦略的交流事業となっております。今年度につきましては、新たな食文化の創出としましては、十勝の食材を使ったツーウェイクッキング教室、これをオンライン中継で実施するほか、十勝食材フェアとして、台東区、墨田区のレストランと連携して、十勝食材を使用したメニューをつくってもらいます。また、台東、墨田特産品づくりとして、両地域の事業者の協同のもと、十勝産品を対象に、江戸の伝統を生かしたアレンジを行うことにより、新たな特産品をつくり出す事業も展開する予定であります。今年度は新型コロナウイルスの関係でスムーズに進めることができていませんが、このような状況下においても対応できる内容で事業を進めているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これまでに申し上げました新規事業二つ、UIJターン新規就業支援事業と、十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業、ともに東京圏が関係していて、当町は東京に事務所を有しておりますが、それがこの事業を進める上で有効なアイテムとなるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このたいとう・すみだ連携事業は、管内町村全体で事業展開しております。そして決定をしているため、直接の関わりは難しいと、そのように考えておりますが、東京事務所による首都圏の情報収集により、個別案件で町に有益な事業提案が可能になることも想定されております。

また、UIJターン事業は東京23区在住者を対象としております。都内で開催する移住フェア等で移住相談が可能となります。ただ、今年度は新型コロナの関係で出展はしておりません。首都圏における陸別町の情報発信も、対象者発掘に寄与すると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、続きまして、地域包括ケアシステム構築のための課題について伺います。

申し上げるまでもなく、地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度の要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制のことで、これは町長も行政執行方針等で常に触れられております、住み続けたいと思えるまちづくりにもつながるものと考えております。

今回は、主に地域包括支援センターの運営について、町の設置条例及び施行規則、そして厚生労働省の通知等に基づいて伺わせていただきます。

申し上げるまでもなく、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として設置されているもので、具体的な業務内容としては、厚労省老健局からの通知を大きなくくりで述べさせていただきますと、4点ございますが、1点目が、

総合相談支援業務などの六つの事業を包含した包括的支援事業、2点目が、インフォーマルサービスなどを含めた多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、3点目が、これは努力義務ではありますが、地域ケア会議の実施、4点目は、町の指定を受けて行う介護予防サービス計画の作成と、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整の実施、その他として第1号介護予防支援事業などが規定されております。

素朴な感覚の質問と受けとめていただきたいのですが、この地域包括支援センターは、介護保険法に基づいて設置されているわけではありますが、その守備範囲といえますか、先ほど申し上げました事業の対象範囲にはどのような方々を想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となります2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活習慣が一体的に提供されることをいまして、介護保険法及び地域医療介護確保法に規定されているところであります。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要だと厚生労働省が述べておりまして、対象はおおむね被保険者、すなわち65歳以上としてこの制度が始まっている経過がありますが、平成29年2月に、国が地域共生社会の実現に向けて新しい枠組みを打ち出し、陸別町としても地域共生社会の実現に向けた包括支援体制づくりに取り組むべく、地域包括ケアシステムを地域共生社会の一環として、そのようにとらえております。確かに地域包括ケアシステムの推進機関は地域包括支援センターであり、対象範囲としては、おおむね65歳以上ではありますが、考え方としては、まちづくりとしての地域包括ケアシステムととらえ、障害者や生活困窮者も含めた広い視野で対象範囲を考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地域包括支援センターの対象範囲に関する答弁をいただきました。

一応町の条例、これでは、条例を要約いたしますと、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する、これを目的に、これは第1条なのですが、町内に居住する40歳以上の者及びその家族または関係者とする、第5条に利用の対象者と、こういうふうになっております。ただいま町長がおおむね65歳というのは、介護保険を想定しておりますので、40歳であっても65歳であっても意味は同じだろうと、そのように考えております。

それで、私のいろいろこれまで経験してきた中で申し上げますと、この地域包括ケアシステムそもそもの目的、これは高齢社会化がどんどん進んでいるわけではありますが、

その中で、支援の制度的な網目から落ちてしまう方を救うことにある、そのように考えております。したがって、介護保険法第115条の45第2項第3号、これに基づく包括的、継続的ケアマネジメント支援事業業務、これが中心になるわけですが、当町の条例では、これを含めておりません。

それで、私、ほかのまちもいろいろ見ました。例えば足寄町は間違いなくこれを含めておりますし、それから、池田町、これは実に明解で、厚生労働省の通知の事業と、大きくくっついております。こういう形でやれば、条例の規定の網目から外れる者はなくなるわけですが、当町はなぜかこの第115条45の第2項第3号、これを条例の規定には入っていないと、そこをいつも疑問に思っているわけであります。

それで、厚生労働省通知には、具体的な事業として、先ほど1点目に申しあげました包括的支援事業に包括的継続的ケアマネジメント支援業務が掲げられておまして、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と福祉の連携、ここが大事なのですが、在宅と施設の連携ですね。そして、地域において、他職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防マネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的、継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を行うものであると、このようになっているわけでありまして、これが先ほどから申しあげております介護保険法第115条の45第2項第3号に基づくものであります。

総じて申しあげますと、何度も申しあげますが、地域包括ケアシステムは、どの制度の事業対象者であるのかではなくて、すき間をつくらない支援の仕組みだと思っております。そのような考えで取り組んでいただければ、現行の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に掲げられていて、次期の計画においても引き継がれるであろう医療、介護、福祉が連携し、住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくりになるものと思っております。

人口の減少に伴って、さまざまところで規模は縮小していきますが、一方で、そこで暮らし続けるための課題はより難易度の高いものになってくると思います。地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所ともに、それぞれ町内唯一の事業所として、町が設置しているわけでありまして、継続的ケアマネジメントには支障がなく、より重度の介護が必要な状態になっても、サービスがとぎれることなく暮らし続けることができると思いますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業とは、介護保険法における地域支援事業の中の一つでありまして、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関連機関等の連携、在宅と施設の

連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくものでありまして、地域における連携、協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする、そのように位置づけられております。

当町においては、この包括的、継続的なケア構築のために、在宅、施設を通じた関係機関との連携体制の構築を重視し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が在宅におけるサービス担当者会議、これはケアプランの内容を共有するための担当の介護支援専門員が招集する会議ですが、これらの全てに出席することで、高齢者の生活に支障なくケアマネジメントが行われているかどうかの確認をし、意見を述べております。

しかしながら、町内のサービスではケアマネジメントとの限界がある事例もありまして、特に高度な医療行為がある事例については、最後まで町内で住み続けることは難しい場合も出てきております。町内にないサービスについては、町外にあるサービスの情報収集を行い、途切れなくケアが引き継がれるかどうか、また、本人の意向をつないでいくことができているかどうかを大事にしまして、必要な連携をしております。本人及び家族が納得できるケアマネジメントが大前提と、そのように考えておりますので、今後もこの包括的、継続的ケアマネジメントが途切れることがないように、関係機関と連携をとっていく考えであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、時間の都合もございますので、次に進めます。

それでは、地域の縮小に伴う課題の3点目になります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新生活様式の取り組みについて伺います。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大による災禍が長期化するにつれ、新生活様式という言葉を目や耳にする機会がふえております。この新生活様式そのものを全てマイナスのイメージでとらえるものではありませんが、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取り組みにおいて、これが経済の縮小につながることに關しては、やはり受け入れがたいことと思っております。

この新型コロナウイルスの感染があらわになる前、まだ1年もたっていない前ではありますが、それまでは地方創生のかげ声のもと、大都市圏から地方への人の移動を国は最優先政策としていて、日本中の市町村が競い合うように取り組んでおりました。その方向性は今も変わっていない状況下で、現実としては、新生活様式という真逆の対応を求められており、地方創生に取り組む姿勢としては、アクセルとブレーキを同時に踏み込む状態が続いていると思っております。

厚生労働省が公表しております新生活様式の実践例を見ますと、大きく四つのカテゴリーで構成されておまして、申し上げるまでもないことではありますが、一つは、いわゆるソーシャルディスタンスと言われる身体的距離の確保などとともに、感染が流行している地域との往来を控えるとする一人一人の基本的感染対策で、二つ目は、誰も

が御存じの3密の回避などの、日常生活を営む上での基本的な生活様式となっております。三つ目は、スポーツや娯楽、イベント等への参加などの日常生活の各場面別の生活様式で、四つ目が、テレワークなどの働き方の新しいスタイルということであります。

この新型コロナウイルスの感染症対策には、みずからを感染から守るだけでなく、みずからが周囲に感染を拡大させないことが不可欠とされている中ではあっても、地方創生を掲げて進めていかなければ、違った形で人々が地域から去っていくことになりかねません。

そのようなことで、2点伺いますが、最初に、イベント等再開への考え方、これは従来と同じようなやり方で再開することにはならないと思いますし、近隣の状況を見ながらの判断ということになるろうかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの社会活動が縮小、また、自粛となり、残念ながら当町でもほとんどのイベントが中止となりました。各実行委員会の皆様には、感染拡大を防止するためにイベントを中止するという厳しい苦渋の判断があったことと、そのように思っております。

令和2年11月17日に北海道総合政策部より、イベント等の開催制限の緩和について、これが示されておりますが、それによりますと、必要な感染防止策や、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについては開催可能と、そのようになっております。

なお、都道府県においては、イベントの参加者や主催者に対して、改めて感染防止等の注意喚起と、全国的な移動を伴うイベント参加者が1,000人を超えるような場合は、事前相談に応じることとされております。

現在のように感染症が拡大している状況では、人の集まるイベントを従来どおりに開催することは大変難しいと、そのように考えております。町の振興や活力、社会経済活動の面でも、イベントの果たす役割は大変重要なことであります。今後、新型コロナウイルス感染症が一定程度沈静化したときには、感染防止に配慮した新しいスタイルを取り入れながら、各実行委員会とともに、イベント等の再開に向けて準備してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま町長が答弁いただきましたように、この判断は大変難しいと思います。ただ、今、問題のワクチンにつきましても、欧米では既に供与が始まっておりますが、これもどのような形になるか分かりません。ただ、これまでもワクチンが接種できるようになれば、いろいろな活動もゆるめられるのではないかとってはいたのですが、実際は分かりません。国内でも年明けから、何月ころになるか分かりませんが、接種が始まると思いますが、それにしましても、この新型コロナウイルスの感染による災禍は長期化するだろうと思います。手探りではあっても、全くイベントを絶や

すわけにはならないと思いますので、難しい判断ではありますが、手探りではありますが、何とか町民も理解しながら進めていただきたいと、そのように考えております。

最後になりますが、新生活様式に関して、もう1点伺います。町内の事業所の担い手対策についてであります。

御承知のように、当町においては、農林業及び福祉関連事業を中心に、外部からの労働力、とりわけ外国人技能実習生等に頼るところが大きいと思っております。国は外国人労働者の入国規制を徐々にゆるめてはおりますが、道内の新規感染者の増加のペースが加速していて、一時、都道府県別の人口10万人当たりの週間新規感染者数が全国最多になるなど、一向に減衰のきざしが見えない感染の波が繰り返されております。

このような中、道は独自に北海道海外人材待機費用緊急補助金によって、海外からの技能実習生を受け入れる際の国の水際対策に対応するため、宿泊費用を支援しております。それらを含めて、長期的視点に立った新型コロナウイルス感染対策における地域の担い手確保についての考え方を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、現在の陸別町内の外国人技能実習生などの状況について御説明したいと思います。

本年11月末現在で、在留資格別で技能実習生1号1人、2号27人、3号3人、特定技能1号2人、その他2人、計35人の外国人の方が研修及び就労しております。分野別では、農業分野で33名、介護分野で2名、国籍別ではベトナム31名、タイ2名、ミャンマー2名となっております。酪農で13の事業所、福祉関係で1事業所に研修及び就労しております。

次に、出入国の状況ですが、現地の事情などにより、一部の人の入国が予定より遅れている例があるようですが、出国の関係も含めて、おおむね問題ないと、そのように聞いております。

議員の質問にありました、北海道人材待機費用緊急補助金につきましては、令和2年10月14日より施行され、入国時の水際対策に対応するために、待機期間の宿泊料を北海道が補助するものでありまして、技能実習生などの在留資格を有する者が対象となります。

町内の外国人技能実習生等は、全て法務省等の許可を受けた管理団体を経由しております。これまでのところ、当該補助金を事業所が申請する例はないと伺っておりますが、現在、福祉関係において2名の補助申請が検討されております。新しい補助金であるために、関係機関等と情報共有をして対応しております。町としましても、このような新たなコロナ対策による担い手支援は考えておりませんが、農業に限らず、担い手対策は重要であり、無料職業紹介所の運営、事業者雇用促進支援を引き続き実施してまい

る所存であります。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 2020年、スタートいたしまして、あっという間に12月を迎えてしまい、あと残すところ3週間余りとなりました。今年は1月から始まりました新型コロナウイルス感染症によりまして、非常に振り回されて、今もとまることはありません。十勝においてもですが、2月27日に初めて感染者が出てから、12月7日現在で238人。本当に安心から不安へと変わり、下旬には行政の中で支障が出るようなまちも出てきました。すっかり生活様式も、今、マスク着用と手洗いは一般常識になりまして、行政機関に行っても、本当にコロナ様式の時代になってしまったなということで、早く回復して、通常の生活に戻ることを一日も早く望んでいるところでございます。

今回、12月の定例会におきましては、高齢化社会における福祉関係について、野尻町長に五、六点ほどお伺いしていきたいと思っております。その中では、活動状況、また、要望など、お聞きできればいいかなと思っております。

さきの議員の話にも出ておりましたが、地域包括ケアシステムについても話されてきました。これについては上の部分で話されておりましたので、私は分割した中で進めていきたいと、そのように思っております。

2019年度ですか、日本の平均寿命は男性が81.4歳、女性が87.45歳と、いずれも過去最高を更新している状況でございます。厚生労働省では、健康意識の高まりとか、三大死因による死亡率の低下が平均寿命を延ばしていると言われております。今年の9月の時点で、全国の65歳以上の方ですか、過去最高の、日本人口の28.7%を占めてきたということで、全国で約3,600万人ぐらいいると言われております。20年後には人口の約35%を占めてしまうという現状にきているようでございます。

また、十勝におきましては、9月の時点で、これまた100歳以上の方が227人、高齢化率も管内では31.1%ですか、本当に高い水準にきておりまして、9月15日現在において100歳の高齢化が全国で8万450人の方が元気に過ごされているということで、人生80から100の声ということも聞かれます。

本町では、10月末現在で人口2,331人、65歳以上の方は913人ということで、割り返すと年々上昇率も上がりまして、39.2%の中で、100歳以上の方は、9月15日現在では3人の方がいらっしゃるということで、自分も含めて高齢化へ上昇しているというのが現状でございます。高齢化が上昇することによりまして、福祉もそれ

に伴ってしまうという現状でございます。

それで、町長にちょっとお伺いしますけれども、高齢者が安心して住めるまちづくりといったらどのような考えを持っていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 高齢者にやさしいまち、これはとても奥深くて、人それぞれのやっぱり考え方もあるでしょうし、男女間でもまた違ったようなこととお思いだと思いますが、いろいろな各種アンケートや、また、今までの町民の皆さんの意見等、また、我々もその部類に入っていますので、そういうものを含めまして、数限りなく、こうやってもらったらいいいというのはあるとは思いますが、ちょっとまとめてみました。

まず、商業施設、また、スーパーなどがあって、移動や買い物、その利便性がよいまち、また、医療、介護、福祉の整ったまち、衣食住を含めまして生活コストが余りかからないまち、気候がよく、これは陸別町にとってはちょっとなかなか難しいのですが、災害リスクの少ないまち、趣味のサークルや地域活動のできるまち、また、高齢になっても地域社会に対する貢献のできるまち、まだまだたくさんあると思いますが、今お話ししたのが主なものだと思います。もちろんのこと、全てこれはクリアできません。しかしながら、方法を変えてでも、いかにそれらに近づける努力を惜しみなくしていくかということ、それが結局はお年寄り、また、高齢者にやさしいまちづくりでないのかなと、常々そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今、野尻町長が話されましたように、やさしいまちづくり、これについては第6期陸別総合計画の中にも、健康づくりとか医療福祉ですか、そういうものもスローガンにもうたっていますので、どうか今の町長の話された中でのまちづくりを今後考えていただければよいかなと思っております。

本町の社会福祉全般については、平成18年4月よりスタートされました地域包括支援センター、これは専門職を配置して、先ほどさきの議員もお話ししていましたが、介護予防の推進とか高齢者支援サービスなど、幅広い分野において担当されております。本町においては、高齢化に伴い、昨年度は決算のあれから見ましたら、要支援1から介護度5までの方、約144名の方が認定されております。今後さらにこの数字を見ていくと、厳しい社会環境に向かうのは間違いございません。今、国内においては、コロナ感染症の影響を受けて、特に福祉、医療従事者による専門職の方が不足になりがちで、本当に困った状態にいる現状でございます。

そこで、本町における地域包括支援センターにおける現時点での組織体制については、本町においては充実した環境にあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地域包括支援センターの設置運営で定められている人員、これ

は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種であります。当町におきましては、保健師1名専任の配置で国へ報告をしております。この保健師が主任介護支援専門員の研修を受講済みであるので、その職種も兼任として、社会福祉士についてはそれに準ずる職種として介護支援専門員を配置して、我がまちに見合った体制を構築してきたところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 福祉事業は非常に幅広く、ほとんどが専門職による仕事から、ぜひ本町においては空席のないような、また、センターにおかれましては、地域住民の足となっていただけるような形の中で頑張っていっていただきたいと常に思っております。

次に、高齢者日常生活の見守りについてお伺いいたします。

日本では、高齢者の約28%の方が社会や周囲の方の手助けを必要としているということで、これに障害者、また、児童などの方を含むと、国民の約4割の方が手助けを必要としているというのが現状だそうでございます。

こうした中で、人口減少によりまして、今、ひとり暮らし世帯、独居老人世帯、非常に我がまちもそのとおりなのですが、非常に増加傾向になってきております。認知症をわずらって、引きこもりによって、高齢者の孤独死、このような形が増えていく傾向にあるということで、幾ら近所同士でおつき合っているからとか見守りしているからといっても、分からないケースで亡くなっているのが現状でございます。私の町内会におきましても、地域ネットワークの中で見守りなど、2か月、3か月において行ったり、そういうことをしていますが、そういうような形でやっても、近所の方が亡くなっても分からないというのが現状でございます。

このような課題に向けて、安否確認、また、安心お預かり事業とか見守り訪問など、支え合い活動、これによって、こういうサポート事業によって、積極的に取り組まれてきた町村、管内でも結構増えてきております。本町において、高齢世帯などの見守りの巡回対策、これについてはどのように進められているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地域包括支援センターでは、3年に一度行っております日常生活圏域ニーズ調査、これにより、状況の把握に努めているほか、独居高齢者宅などを訪問し、生活状況の把握を行うことで、見守りの対象になるか確認をしております。

また、地域包括支援センターが社会福祉協議会や民生委員協議会とも定例で情報交換を行い、ゆるやかな見守りを継続しております。地域間の見守りについては、社会福祉協議会で行っている小地域ネットワーク活動がその役割を担っており、その活動については随時確認しております。

このほか、社会福祉協議会が実施主体となる活動としては、電話サービス、配食サービス、ふまねっと、昼食会、サロン事業などを通して、安否確認、見守りを行っている

ところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 支え合うまちづくりというか、温かいまちづくりというのは、行政とともに、私たち地域も一丸となってこれからはつくり上げていくことが本当に大切かなと思っている状況でございます。ぜひ今言われたようなそういう活動については継続していただき、目を光らせていていただきたいなというのが私の願いでございます。不安、孤独感、引きこもりのない、そういう継続的な環境整備、これをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者支援サービス事業について何点かお伺ひしていきたくと思ひます。

最近では、町内会もそうですが、地域で困っている人を助ける人が、高齢化が進んで支える立場が逆転現象になってきているのは、これは各地域においても現状ではないかと思ひます。自分のできるうちは頑張ればできますが、やはりそこには必ず老いてくるにしたがって限界があります。

第6期陸別町総合計画の中に、先ほど町長が言われた話と同じくなくと思ひますが、アンケートの記載で、他町村に移り住みたい理由という項目の中で、やはり先ほど町長が言われたように、買い物が不便、次に、医療、福祉が不足、それと、交通便が不便という順番でアンケートの中でありました。毎年少しずつ、私、見ていましたら、行政のほうも頑張っていていただきまして、町民の声には改善されてきているとは思ひております。本町では、介護保険法に基づいてさまざまな支援事業がなされていて、今回、介護保険法に基づいた事業の中で、二つについて、利用状況とか取り組みなど、ちょっとお聞きしたいと思ひております。

まず一つ目が、訪問型事業サービスの中で、介護予防、日常生活支援サービス事業、これについての利用者とか取り組みについて、どのように進められているのか。

また、二つ目については、介護保険法に基づきまして、居宅介護支援事業について、同じく現在の利用者とか取り組みについて、この現状における二つの事業についてお伺ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

介護予防支援サービスの対象者は、要支援1及び2の方、そして基本チェックリストで該当となった事業対象者となっております。当町における介護予防支援サービスは、通所型サービスとして陸別町デイサービスセンターが、訪問型サービスとしてはホームヘルプセンター陸別の行う訪問介護と、NPOが行っている生活援助のみの訪問介護、いわゆる通称訪問介護Aがあるところであります。

居宅介護につきましては、68人の利用者があります。4名のケアマネが分担して、ケアマネジメントを行っているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 委託されている事業と、ケア専門員によって、68名の利用者で4人のケアマネということで、これからますます増えてくるような可能性がいたしますので、その辺はよろしく願いいたします。この支援事業というものについては、社会環境の変化によりまして、その都度、見直し、検討が必要になることと思います。本当にこのような事業というのは、人数が少ないからなくすということとはできないような感じがいたしますので、その辺も含めて、継続的によろしく願いしていきたいと思っております。

また、先ほど話しましたけれども、このコロナ禍の中で、感染を気にして、離職率も高い福祉、医療、携わる職員が激減して、崩壊するのではないかということも言われております。当然、このような事業に対しては、現場直接の中で、利用者があって、そしてその後ろに保護者がいて、結構対人関係の仕事になってきます。当然、私たちも外周りの仕事をしていましたら、常に外周りするたびに問題とか課題は生じてきました。こういう事業実施に当たっての問題とか課題、出てくるとは思いますが、その辺はどうなのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 介護保険制度に基づくサービスにおきましては、必要性のないサービスの利用は、これは自立を逆に損なう恐れがあるため、支援が必要な人に必要なサービスが提供されることが重要だと、そのように思っています。

居宅介護支援事業所の活動は、高齢者を支える要でありまして、そのサービスの質の低下につながらないように、介護支援専門員1人の契約件数の上限も定められております。まちの居宅介護支援事業所においては、現在のところ上限まで達している介護支援専門員はおりませんが、多種多様な生活状況、また、家庭環境、家族背景、本人の病状などにより調整が必要となるために、単純に数で評価できるものではなく、どのような内容のサービスが利用されているのか、過剰な不足はないか、それぞれの状態に合ったサービスなのかという視点で確認しながら活動することが重要と、そのように考えて取り組んでいるところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 支援サービス事業というのは、本当に欠かせない事業であり、生活困窮者においてはなくてはならない事業として、今後も利用しやすく、そして気軽に相談できる窓口としてやっていってほしいなと思っております。

次に、高齢者施設の現状についてお伺いいたします。

本町においては、大まかにくくると、福祉施設というと、社会福祉法人北勝光生会が運営する特別養護老人ホームしらかば苑、50床、それと障害者支援施設みどりの園とまむ園、また、りくべつNPO、優愛館が運営する認知症型共同生活介護施設ツエユニット、18床ですか、その他に就労支援事業など、いろいろな用途に応じた事業が展

開されております。今回はまちで管理または委託されている高齢者住宅、陸別町福祉住宅からまつハウス、これと、陸別町高齢者共同生活支援施設福寿荘について、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つ目については、まちの管理体であるからまつハウスと福寿荘の現時点での利用状況についてお伺いたします。

二つ目は、例えば入居募集をかけても入居者が集まらず、何か月も空室が続く場合、からまつハウスについては、条例では公営住宅条例になっているのかな、入居したい人が利用しやすい条件に見直しをかけて、できるだけ私は空室のないよう、今後においては緩和しながら見直していくべきと思いますが、その辺、2点についてお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、ただいまの2点についてお答えをしたいと思います。

まず、入居状況を申し上げますと、福寿荘は先月24日に1人が退居しました。現在、空き室が2室となっております。こちらについて、直近に空室となった部屋の清掃、消毒も完了し、この後の回覧で募集をかける予定となっております。12月の第3週の回覧になろうかなと、そのように思っています。

からまつハウスはしばらく2室が空室の状況が続いていた後、今年の9月の末に1人が、11月30日にも1人退居がありまして、4室、空室となっておりますが、1室は今月中に入居の予定があり、実質3室が空室と、そのようになっております。

そして、先般、総務常任委員会の所管事務調査で担当から説明させていただきましたとおり、福寿荘については現状維持としますが、からまつハウスにつきましては、供用開始当時と状況が大きく変わっていることから、入居要件の緩和に向けて、現在、担当でいろいろ検討しているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 分かりました。

今後は、本町においては本当に施設の少ない中で、社会環境の変化に伴いまして、地域密着であるような施設であってほしいと思っております。

次に、農村部高齢者への交通費支援についてお伺いたします。

この件については、以前に提案させていただきましたが、あのころから見て、交通手段を利用する農村部の高齢者の方も、本当に若干減少してきております。今ではそういう農村部の交通手段の悪い条件の中で、行政としてもコミュニティバスですか、これは週に数回、予約制をもって迎えにいつているということで、改善も図られております。本当にいろいろな形で不都合に応じて改善されるということに対しては、本当に頑張っているなということで、私も本当に町民の足としてこれからも改善を図って、たくさん利用できるような形の中で運用を変えていつていただければいいかなと

思っております。

現在、本町においては、交通手段は、平成28年11月よりスタートいたしました、先ほど名前が出たコミュニティバス運行事業ですか、これは全町民を無料としております。そして、二つ目においては、スクールバス運営管理事業、これは月曜日から金曜日まで、スクールバスが走っていきまして、生徒さんを専用とする中で、一般の方も乗車できるということで、本当に非常に郡部の方は助かっているのではなかろうかと思っております。それと、三つ目については、満70歳以上の方を対象にした高齢者、障害者交通費助成事業、これはハイヤー代の一部、初乗り代金の一部助成ということで、これは自己負担金が200円で乗れる事業でございます。ということで、町内におきましては、この三つの交通手段があります。

そこで、農村部の高齢者で、よくこの手段を利用されている方から、困ることとか不便なことを聞き取りいたしました。そうしたら、1番目には、息子さんや家族の方が仕事中で、まちへ送ってくれと。そうしたら、逆に今の高齢の方は仕事の邪魔をしてはいけないと思って、頼みづらい、すごく気を使ってしまう、自分の息子にも気を使ってしまうということでございます。

それと、二つ目には、コミュニティバスやスクールバスについては、時間が拘束されて、まちへ出ても帰りが困り、待ち時間が非常に多いということでございます。

それと、三つ目には、タクシーについては自由がきくが、金銭的な面で考えてしまうと。もう少し安く利用できればなという意見を聞きました。その後に聞きますと、まちの人はいいねという声を聞いております。

例えばタクシーを利用した場合の料金、これはあくまでも担当している方に大まかに聞いた話ですから、ちょっとその辺、そういう形で聞いていただきたいと思います。初乗り基本料金ですが、1.24キロで現在550円で乗れています。例を出すと、新町2区あたりで片道約280円から360円で乗れるということですよ。それと、苦務、北斗満方面、これは場所にもよりますが、平均でいったら約4,000円ぐらいか。そして次、小利別方面で片道乗ったら、距離によっても違いますけれども、ここも同じく4,000円から5,000円。そして薫別、殖産方面、これも場所によって違いますが、大体2,000円から2,500円弱。あくまでもこれは聞いた話の中でのおおよその金額でございます。また、今度は農村部の方で、コミュニティバス及びスクールバスを利用されている方ですが、これも聞き取りの中で確認いたしましたら、小利別方面では約2名ほど使われていると。上陸別では約1名の方。殖産、トラリ方面では6人から7人の方と聞いております。約10名程度の方が、今の交通機関を利用しながらまちへ通っているということで、このことから、遠距離、高齢者がもっと私は自由な時間の中で、先ほど町長が言いましたように、交流の場とか、健康づくりとか、病院ですか、買い物も自由にできるような環境づくりをぜひ私は検討していただきたいと思います。このようなことで、農村部高齢者、私は70歳以上の方を対象に、交通費であるタクシー代につ

いて支援してはどうかと。例えばワンコインで乗れるとか、1,000円で気軽に利用できるとか、そのことにより、利用拡大の中で、私はタクシー会社の存続、それとまた、雇用基盤の確保にもつながると思っております。福祉の充実、産業支援の両面から考えても、今後ぜひ検討していただきたい課題だと思っておりますので、この辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、高齢者の皆様の交通支援策としましては、高齢者等交通費の助成事業として、ハイヤー利用時に1回につき350円、障害者の方は290円、これを助成しております。また、乗車する方の制限を設けていない市街地の循環を中心に運行し、予約により農村部を運行するコミュニティバス運行事業を実施しまして、交通弱者である高齢者、また、障害者に対しての支援を行っているところであります。

今後につきましては、当町の地域交通全体の検討ということで、議員先ほどお話がありましたことも参考にしまして、考えていかなければならないと、そのようなことを思っているところであります。各関係機関や関係者とも協議が必要になってくると、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ぜひ遠距離高齢者に対しても、本当に生涯学習とか、健康予防とか、趣味、買い物、病院関係ですか、気軽に自分の時間の中で、これによることによって引きこもりとか、いろいろな形で環境づくりができると思いますので、また、タクシー会社の存続に向けてもぜひお願いしたい事案だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。町長から今の検討する、そういうお話も聞けたので、ぜひ実施に向けてお願ひしていただきたいと思いますというのが私の思いでございます。

それでは、最後の質問になりまして、高齢者ドライバーの安全対策支援ということでお伺いいたします。

自動ブレーキ装置、これは追突被害軽減ブレーキ装置と言われております。最近では、75歳以上の高齢者による交通事故が非常に目立って多く、その多くがブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が最も多く、そしてこれについては、認知機能の低下によるものと言われております。今ではほとんどの車がオートマチック車が主流でございます。また、65歳からの車の運転については、自分も含めてそうですけれども、体力とか視力、判断力が衰えて、危険度もかなり上昇して、安全運転に心がけていても、他人から見たら、客観的に見て、安全運転とは言えない部分があるなというような部分があると思います。

ちなみに、65歳以上の交通事故で、全国で昨年度は5,524件で、事故の中の約18.1%を占めております。また、本町で陸別駐在所にお伺いして、聞いたところ、今年度だけでも、10月末現在で39件、交通事故が発生しているそうでございます。そのうち65歳以上の事故といえは全体の15%ぐらい。だから、人口のわりには非常に大

きな数字かなと言われます。このため、国の所管である国土交通省で、2021年11月から販売する国産車については、自動ブレーキの登載の義務化を発表しております。現在、2018年以降に販売されている車については、これは確認しました。トヨタ、日産、ホンダ、三菱、いろいろ車会社がありますが、今では80%以上の車についてはこの自動ブレーキ装置が搭載されているというメーカーの話でございます。今、国の経済産業省でも、65歳以上の高齢者ドライバーを対象に、新車購入時に自動ブレーキ、また、急発進抑制装置というのですけれども、これを登載している車については、これはたしか年内までですか、サポカー購入時の助成制度というのを国でやっております。マックス、これは10万円から7万円の助成が受けられるということでございます。また、後づけペダル、踏み間違いですか、先ほど事故が大きいアクセルとブレーキの踏み間違い、急発進抑制装置というのですか、これについても、地元の業者さんから聞きましたら、中古車についても後づけができるということでございます。本町では、現在、車の助成については、平成27年4月から、日産自動車新車購入助成交付がスタートしております、排気量によって10万円から30万円まで、電気自動車だけは50万円ということでやっております。そういうことで、地域性を考えると、車は、ここの地域においては何歳になっても欠かせない地域と思っております。

そういうことで、地域性と高齢化社会の対応として、交通安全対策支援及び地域産業の事業拡大に向けても、70歳以上の高齢者ドライバーを対象に、これはあくまでも私の案ですけれども、地元購入を原則に、一般化されてきた自動ブレーキ、急発進抑制装置を登載している新車購入時につき、助成してはどうか。ここが一番重要視するのは、日産のことを考えると、町長も非常に頭が痛いと思っておりますけれども、ここは車のメーカー、日産、トヨタ、スバル、ホンダ、陸別の事業者さんはほとんどの車、取り扱いをしております。そういうメーカーを問わないで、一律その費用の一部を助成してはどうか。この件については、私も怒られたら困りますので、地元の関係する事業者さんからも御意見をいただいて、賛同をいただいております。これについては、ぜひやっていただけたらば、こういう70歳以上の高齢者については、自動ブレーキ及び急発進抑制装置のついた車については、メーカーを問わずやっていただければ本当に助かると思っております。

また、この件について、助成している市町村、実施している町村もありますよね。高齢者の事故防止安全対策とか、地元事業拡大の意味も備えています。長々になりましたが、この辺の答弁というのは町長は非常に難しいお答えだと思いますけれども、これを最後の一般質問として、これで終わらせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答え申し上げます。

交通安全意識の浸透や自動車の安全機能の向上などによりまして、交通事故による死

者数は年々減少傾向にある一方で、議員おっしゃるように、65歳以上の高齢者の占める割合は年々高くなってきているということでございます。高齢者ドライバーによる事故の主な原因、これはアクセルやブレーキの踏み間違い、これは運転操作不適、また、漫然運転、そして安全不確認でありまして、このほかにも、高速道路の逆走なども、これは7割が高齢者ドライバーだということでもあります。また、運転のベテランが事故を起こしてしまうのは、とまれると思ったポイントでも停車できないなど、意識と行動のミスマッチなど、運転に対するなれも影響していると、そのように言われております。

このようなことから、運転に自信がなくなってきた場合や、車両に気づかないうちに小さな傷ができてしまってきている場合、これは自分では気づかずに何かにこすってしまうなど、こういうことがあらわれてきましたら、事故が起きる前に、ぜひ免許の返納も考えていただきたいなど、そのようには思っております。

また、独自のサポカー補助金、これは議員おっしゃるように、車両購入、また、後づけ装置については、具体的に現在、検討はしておりませんが、先ほど議員の提案につきましても、さきの質問とあわせまして、町の地域交通全体のあり方を含めまして、調査、検討していきたいと、そのように真剣に考えているところであります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 午前中の一般質問の中で、訂正箇所がありましたので、御報告させていただきます。

実は日産自動車新車購入費助成交付のスタートということで、私、平成27年と言いましたが、平成22年で訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） それでは、一般質問を続けます。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、通告どおりの一般質問をお願いします。

私は今回、陸別町のこれからの酪農振興対策ということで、4点ほどお尋ねをいたします。

それでは、まず農業者の人材確保対策ということで取り上げてみました。後継者・酪農ヘルパー・外国人労働者ということなのですが、後継者についてもなかなか当町の今の現状を見ると厳しい状況にあると。今現在、3名の方が農業高校を終えて、今のところ専門学校、大学等に行って勉強なさっているという朗報もございます。また、酪農ヘルパーにおいても、16組合ある中で、町からの支援をされているのは、我がまちと数町村しかございません。その中で、非常に厳しい現状でございます。また、先ほ

どあったように、外国人労働者についても、今、当町では35人という外国人技能実習生の方が頑張っておられるわけなのですけれども、なかなか10月に来る、11月に来る、12月に来るで、もう今年も終わってしまいます。コロナの関係でスムーズに外国人労働者、技能実習生が来れないという現状にもございます。

そこで、まず町長にお聞きしたいのですけれども、人材づくりなのですけれども、これもやはり各企業での人材の確保の取り組みについては、なかなか人が来ない状態で、限界に来ていると私は思います。本当に企業の努力だけではなかなか解決できません。それで、やはり町の魅力ですとか、地域のハンデですとか、やっぱり十勝圏、帯広市から移動距離があるとか、生活環境、また、本当に日本一寒い、この寒さも影響しているのか、そういうこともいろいろ考えた中なのですけれども、やはり19市町村の中で、町長が上げているきらりと光るまちということで、何か他町を圧倒する魅力や施策ですとか、いろいろ今後検討していかなかったら、農業は厳しいのではないかと思うのですけれども、まず町長にそこら辺のお考えをお尋ねをします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

まず、まちの基幹産業であります農業について、後継者不足の問題は重要課題であります。後継者問題は全ての産業の、これは共通課題でありまして、ほとんどの自治体がこの問題に苦慮していることと思います。

町としましては、農林推進協議会を通じて、全業種を対象に婚活事業を実施しております。現在までに一定の成果はありますが、婚姻に関しては個人的な問題でもあるため、常に慎重に進めていかなければならないと、そのように考えております。

また、今、議員おっしゃるように、地域的ハンディキャップを克服するために、他町を圧倒する魅力や政策を検討するべきということですが、私もそのとおりだと思っております。しかしながら、幅広く、また、奥の深いテーマでありますので、各産業界、また、各機関と十分に連絡をとりあい、絞り込んでいく必要があると、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当になかなか難しい問題で、なかなか就農に至らないという現状であります。例えば求人情報の一元化ですとか、家賃ですとか賃金ですとか、そういう助成も町としていろいろ考えているわけなのですけれども、やはり地域のハンデというのか、高速道路が今、北見管内から陸別につながる現状、あと五、六年、七、八年でなるかと思えます。やはり生活圏は北見に置かなければならないのかなと。しかしながら、ヘルパー一つ見ても、雇用の中心は、十勝管内圏酪農ヘルパー16町村ですから、やはり十勝の中での就活活動に要員の確保になると私は思っております。

その中で、いろいろな形で、子供たちの問題ですとか、いろいろな中で考えていかなければならないのですけれども、このまちに住んでいただいて、農業で頑張ってもら

う、また、林業で頑張ってもら、いろいろな形で頑張ってもらわないとならないのですけれども、例えば、今年、コロナ禍において、ヘルパーの要員確保、毎年やっているわけなのですけれども、例年ですと十勝管内16組合で40名程度の要員の確保に毎年至っているわけなのですけれども、ことしはコロナの関係で、3月のインターンシップ、8月のインターンシップ等がほぼ中止になりました。それで、9月16日にオンライン等で各企業において就職活動を行ったわけなのですけれども、その場も8名程度の方がいたのですけれども、そこでの要員内定には至らなかった。また、10月の1日、2日、3日と、関東、関西における各大学において、オンラインにおける授業の中で、ヘルパーの取り組みということで、私も3時間程度、午前2回、午後から1回程度、役員で、子供たちにヘルパーの現状ですとかヘルパーの仕事内容ですとか、いろいろ訴えたわけなのですけれども、今年は2名の要員の確保にしか至らなかったと。これもやはり実際に大学生等がこの十勝に来て、農業、また、酪農ヘルパーとはこういう仕事だということに至らなかったのがやはり原因ではないかなと思っています。

それで、新年度における、来年度の3月のインターンシップ事業なののですけれども、今年は当然、コロナなののですけれども、新年度はきちっとしたPCR検査をして、その中できちっとした証明書をもって、3月8日から3月12日の間で当町、十勝管内において、子供たちの要員の確保、まずはインターンシップ事業で農業とはこういうものだ理解してもらおうということ、中央会、組合長会、また、酪対等の皆さんにも相談したところ、快く返事をいただいて、来年は、まずコロナがそんなに収束気味に向かっている現状にあるのではないかなと思っています。また、先ほど述べたように、外国人技能実習生についても、まだ来れない。また、陸別町で3年終えた方がなかなか帰れない。いろいろな現状で、なかなか厳しいと思っています。

そこで、私は前教育長の、陸別町の子供は陸別町で育てるという言葉に常に思いがあるわけなのですけれども、例えば農業者研修施設の取り組みについて、ここで簡単に町長にあれしたいのですけれども、例えば標茶町農業センター、または新得町のレディースファームスクールのような施設を完備することによって、やはり陸別町の人材は陸別町で育てるということがこれからも基本線になってくるのではないかなと思っているのですよね。そうした中で、やはり新規就農ですとか、雇用の確保を図れるのではないかなと思っているのですけれども、まず町長、そこら辺をどうお考えですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、順を追ってまた説明をしたいと思うのですが、今の前のさきの質問にも関わってくるのですが、求人情報の一元化だとか、家賃、賃金補助、みんなが定住しやすい環境を整えていかなければならないというようなお話でありました。今、現時点では考えておりませんが、先ほどの最初の答弁と同じように、大至急研究していかなければならない課題であると、そのように認識しております。

次に、酪農ヘルパー事業に関してなのですが、陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組

合、これは45戸の参加者で運営されておりまして、農業者における後継者対策、また、緊急時の対策など、非常に重要な多くの役割を果たされておりまして、町としても大変感謝しているところであります。関係者の御努力によりまして、機能的、また、安定的に運営されておりまして、町としまして継続して支援してまいりたいと、そのように思っています。

議員のお話にもありまして、さきの議員の質問にも答えさせていただきましたが、陸別町内の外国人技能実習生の状況につきましては、本年11月末現在で、在留資格別で技能実習生1号1名、2号27名、3号3名、特定技能1号2名、その他2名、計35人の外国人の方が研修及び就労しております。日本語の能力、また、技術力、職種等により、さまざまな在留資格があり、国籍ではベトナム、タイ、ミャンマーとなっております。町としまして、外国人技能実習生の雇用を直接支援するわけにはいきませんが、住みやすいまちづくり、例えば公共施設のWi-Fiの整備など、環境の整備などを進めたいと、そのように思っております。

続いて、農業研修施設の取り組みについてということですが、農業者の研修施設についてですが、かなり先にもそういうお話を議会でした記憶があるのですが、そのときは新得の話だったと思うのですが、まず、標茶町は平成27年に廃校となった小学校及び教員住宅を改修しまして、新規就農を目指す酪農研修生の宿泊施設や座学研修施設として整備されております。研修手当を支給しまして、2年の研修後、独立就農、単身者については法人などへの就職に備えているということですが、開設以来、4組の夫婦が新規就農、単身者3名が就職、現在、夫婦2組が研修中と、そのように伺っております。

また、新得町では、平成28年に農協主導型の酪農法人牧場、株式会社シントクアユミルクを設立し、実践的な研修により、新規就農や牧場従業員を目指しているということですが、研修生は牧場から給与等の支給がありますが、町、農協からの支援は受けておりません。現在、1名が研修中とのことですが、

新得町のレディースファーム、これは平成8年に開校しまして、就農を目指す独身女性のための研修施設となっております。研修の内容は、農家での実習を主体としまして、生産現場で農業技術を学んでおります。

地域の農業関係研究員、獣医師等の講義を受け、24年間の累計198名が研修を修了しているということがありました。

なお、研修修了者のうち、町内の農業関係に34名が就業しまして、定住されていると伺っております。近年は両施設とも研修者不足の問題が発生していると、そのように聞いております。研修希望者が同じ研修施設に居住するのではなく、より自由な研修環境を求める傾向があると、そのようにも伺っております。

町としましては、後継者対策や新規就農対策は重要な問題としてとらえております。産業を守り、人口減少を少しでも抑える必要がある、これはどの産業も同じ状況である

と思っておりますが、一方で、研修者のニーズは、家族で住みたい、また、単身だけど1軒屋を希望する、また、集団生活は苦手など、非常に多様化してきております。現時点では、新たな研修施設の取り組みについては考えておりませんが、研修者の多様な要望に対応できるように、関係機関と連携してまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に今、私が言う前に町長から標茶町と新得町のお答えをいただいたわけなのですけれども、例えば標茶町、今言ったように平成16年の建設で、小学校跡地で教員住宅及び学校体育館の利用で、平成16年から12組の新規就農者に至っていると。また、現在は新規就農者、志向者が2名ということなのですが、今年うれしい悲鳴というか、大変なことは、標茶町の農業研修センターも言っておられたわけなのですけれども、コロナ禍で応募者が多いので困っていると。要するにたくさんの方が応募してくるのですけれども、研修施設では入れることが出来ないという悩みも伺っております。

また、新得町においても、新得のレディースファームを開設してから25年経過して、ここは定員10名、多いときには30名近くなっていると。実績としては、酪農法人及び地元後継者と結婚した人も含め、30名前後いますと。しかしながら、こういう施設の都合が、景気の良いときには集まりにくい、やはり町長が言ったように、いろいろな形でなかなか募集に至らないと。しかしながら、今年に限っては、コロナ禍の不景気による定員オーバー等の募集となり、今年も30名を超える定員オーバーの募集となり、これも苦慮しているということも聞いております。そして、コロナ禍で、全国的に見ても200万人程度の失業者がいるということ。そして、企業のほうの就職人数、就職募集も少ないという中で、本当に働き手はたくさんいるのですけれども、なかなかこういう農業関係には飛び込んできてくれないという現状もございます。本当に町長が今心配したように、いろいろな形で取り組みを考えたいというのですけれども、地域の基幹産業である酪農、この人口減少に歯どめをかけなければ、このまちは終わってしまうのではないかなと、私は常日ごろから思っております。

もう一度、町長は今、こういう研修施設は建てる考えはないと言ったのですけれども、本当に私は今これを、小規模でもいいですから、活用していくときが、チャンスが来るのではないかと考えているのですが、もう一度町長にお尋ねします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

議員おっしゃるように、今、コロナ禍であります、これがまた、このコロナ禍というのが、都会からやっぱり地方に移り住みたいという人もふえているというのも事実であります。先ほどこれに関してはお答えいたしました、時代も変わって、研修者も先ほど言ったように多様化してきておりまして、それらの対応もありますので、関係機関

と深く連携を深めて、検討する必要が大事であるなど。基本は、ピンチをチャンスに変えるという意味もありますので、そのようなとらえ方をしているところでもあります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、続きまして、今後5年後の農家人口の推移と、後継者のない農地対策についてをお尋ねいたします。

今現在、42戸の酪農家があります。それで、私なりに若干あれしたのですけれども、5年後を推測しますと、酪農家戸数33戸、約10戸の農家が減少し、畜産農家、和牛ですとか馬ですとか、そういう方面の方々も17戸から5戸と予測、私もできるのではないかと考えています。そして、農地についても約1,000町余りの農地が余剰となる可能性があります。そのためにも、やはり大胆な発想と、大きな支援が必要となると私も考えております。新規就農者の課題を上げてみますと、施設の老朽化、規模が小さい、また、居住住宅の問題及び資金等、また課題が山積みしております。また、本当にたくさん余ってくる農地を守るとするのであれば、今いる後継者の皆さんが、規模を拡大して、農地を求めて、大きな経営をする、もしくは大規模な農業法人の誘致、それぐらいしか私は考えられないのではないかなと考えております。例えば私の地域を見ても、今現在、農家戸数はまだまだありますが、後継者がいるところが3戸しかありません。それで、今後5年間見ても、もう私と、固有名詞はあれなのですが、私と下の佐藤さんと庄野誠君、これが私の地域を守ってくれる人だと私は考えています。しかしながら、農地に関しては、ほぼ8戸程度の農地が5年後には出てくるのではないかなという予測もされます。その中で、私の地域に大規模法人を持ち込むのか、また、今いる現在の3戸の後継者の皆さんが頑張って営農してもらおうのか、本当に難しい、余剰農地を守るためにも難しい時代が来るのではないかなと考えております。

そこで、どの形が私は一番いいとは思いません。しかしながら、町長として、この5年後の推移を見ただけでも、やはりどういうお考えなのか、まずそこをお尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内の搾乳農家戸数は、令和2年2月、45戸でしたが、現在41戸となっており、議員おっしゃるように減少が続いております。農業者の高齢化が全国的に進んではおりますが、離農者が増加すると、必然的に遊休農地が増加してまいります。このため、早期に担い手を確保し、育成していくことが重要であると、そのように考えております。

令和2年度からの第6期総合計画においては、新規就農者を5年で1組確保、育成することを目標としております。この実現に向けて、東京や大阪等で開催される新農業人フェア等への定期的な出展を行い、陸別町の特色や新規就農者に対する補助制度を周知するといった機会を今後も増やしていく必要があると、そのように考えています。

また、各種資金の支援や、家畜伝染病対策、結婚を希望する農業後継者へのサポート

等、農業者が安心して営農し続けられるような各種支援を行っていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当にここ1年、2年、3年、4年、5年、また10年後と考えた中では、非常に厳しい現実、本当に団塊の集落になってしまうのではないかなというぐらいの思いであります。

その中で、令和2年の今年の実績なのですが、11月末では、生乳販売の取り扱い、前年対比ではまだまだ99.3%ということで、前年を下回っております。これは、やはり5戸の搾乳農家が中止を行ったということがやはり大きく響いているのと同時に、やはりものが安いときというのは、絞る意欲につながらないというのか、そのような現象があるのではないかなとあって、非常に苦戦をしております。それで、また新型コロナウイルスで、本当に牛肉の個体販売の取扱高も、11月末現在、76.1%と、非常に厳しい数字で、コロナがこれからまだまだ収束しない限り、本当に厳しい現状が待ち構えているのかなと思っております。

しかしながら、コロナ、目に見えないウイルスとの戦い、こんなものにはまだまだ負けていけないという思いも私はあるのですが、しかしながら、令和3年の2月には大規模の120頭のロボット牛舎の新設ということで、2月にはフル稼働する予定になっています。また、令和4年には同じく180頭規模のロボット牛舎、これも新設建設の予定になっております。それとまた、先般、勝毎に載っていたようなしばれ和牛というブランドの和牛も製品化が決まりました。いろいろな中なのですが、まだまだしかしながら建設費の高騰ですとか、投資額、また、いろいろ規模拡大するには大変大きな問題があると思います。その中で、やはり固定資産税の減免がいいのか、建設費にかかる一部の助成がいいのか、また、人材の確保をどのような形で支援をするのか、本当にまだまだ大きな問題が山積み、山積していると私は思っています。

その中で、こういう若者たちが頑張っている姿を見て、町長なりに固定資産税の減免がいいのか、いろいろな問題があるのですが、町長なりにどう思っているのか、まずそれをお聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、大胆な発想の転換が必要だよということでもあります。そのことは私どもも常々思っております。しかしながら、その大胆な発想の転換には、また逆に緻密な現状把握というのも必要なことと、そのように思っています。ここらも、国や道、また、関係機関とも連携してまいりたいと思っております。我々も情報の収集等に、今も努めていますし、これからもそのように努めていきますが、皆様からのアイデア、また、違った発想の企画等をお示しいただくことを、私からも逆にお願いを申し上げたいなど、そのように思っています。また、いろいろな支援

策、そこら辺もそれに付随していろいろ発生してくると思いますが、それも現状、また、先のことも考えながら、いろいろ策を練っていききたいと、そのように思っているところでもあります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に、やはり地元の酪農家、また、若手の酪農家、また、JA陸別町、各関係機関、また、若者たちの声、いろいろな形の声を吸い上げて、何をしたら陸別の農業振興策になるのかなということを常々考えていただいて、そういう形をいち早くとっていただきたいなと思っております。

それでは、最後に、農村の交流事業ということで、馬とのふれあい学習、これをまた馬の振興策ということで、教育長、町長にお尋ねをします。

それでは、まず教育長にお尋ねをします。

今年の8月26日に小学校5年生17名を対象とした、馬とのふれあい学習が陸別町馬産協議会及びJA、また、農済、また、役場の皆さんの協力により実施されております。また、今年の10月28日には農協青年部の小学校の酪農体験事業ということで、これもまた若手の農業後継者の方々が、小学校の3年生21名と教員2名の中で、いろいろな形の取り組み、体験だったのではないかなと思っております。

そこで、まず教育長に、このような馬ですとか牛ですとか、そういうふれあい学習の事業に対して、教育長の立場から、この事業、どういう感想を受けとめているのか、また、今後に向けてどう考えているのか。私は生き物を通して、命の大切さ、尊さですとか、いろいろ感じ取る部分もあると思います。子供たちが聴診器で馬の心臓の音、また、胃袋のルーメンの音ですとか、いろいろな形で聞いたり、最後にはばんえい競馬の馬との綱引き、これも最後に行っているわけなのですが、そしてその中で、ポニー道産子による乗馬体験も行っております。そしてまた、牛においては、バターづくりですとか、乳搾りですとか、トラクター体験ですとか、いろいろな形で子供たちが経験をしています。こういう学習というのは教育長なりにどうお考えになっているのか、まずそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） お答えをいたします。

今回も一般質問の通告の中では馬とのふれあい学習ということでのお話でしたので、馬とのふれあい学習につきましては、議員おっしゃるとおり、5年生を対象としたふるさと科の授業の一環として実施をしております。この体験学習につきましては、陸別馬産振興協会の皆様には、業務中の貴重な時間を割いていただきまして、本当に感謝申し上げます。

今年はコロナ感染症対策のため、多数の行事が中止にせざるを得ない中、このような体験学習が実施できましたことは、子供たちには本当に貴重な時間を過ごさせていただけたいというふうに思っております。現在、直接体験できる機会というのはなかなか少な

くなっていることでもありますけれども、ただ、このことによって、自分の生活や周りの環境に関心を持ち、仕事についてよく考え、知識を広めていくことになります。特に生き物を扱う仕事では、命の大切さを、みずからの自立心を高めていくということについてもとても重要な機会だというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当にこの事業、馬産振興協議会の皆さんに本当に感謝をするだけだと私は思っております。本当に昭和55年に馬産振興協議会が発足したわけなのですけれども、当時は馬産青年部という形で、2部組織でやっていたのですけれども、馬産青年部のほうも皆さん高齢化になってしまっていて、馬産青年部とは言えなくなってきたということで、今現在は馬産振興協議会ということで1本でやっているのですけれども、この協議会においても、高齢化、また、会員数の減少、本当に存続の危機、来年も再来年も、このふれあい体験授業ができるのかなという思いもございます。

教育長にもう1回お尋ねしたいのですけれども、このような学習ができなくなるということは、子供たちの今後における影響というものは、私はある程度の一定の効果は大きいと思うのですけれども、その辺、どういうお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 現在、馬とのふれあい学習のほかに、酪農体験学習、それから、森林学習など、これらがふるさと科授業の一環として取り組んでいます。これらどれもこれも関係者の協力がなくては成り立たない事業ばかりであります。子供たちには、陸別町の歴史、環境、産業、イベントなどの学習や活動を通して、ふるさとに住んでいる誇りに夢と希望を持って、きらきらと光る子供たちに育ててほしいというふうに思っております。ふれあい学習などができなくなることは、陸別のよさを感じる機会が失われるため、子供たちの成長には影響があるものというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） やはり今、教育長のほうからも、このふれあい学習については、いろいろな影響が出てくるのではないかという御意見もございます。

それで、これから町長にお尋ねをいたします。今、教育長からもこのような形の御答弁がありました。今後、馬産振興協議会の継続がなければ、この大切な事業がなくなることもつながりかねません。馬を飼うという、生き物を飼うという難しさ、また、資金面の問題とかいろいろございます。また、仮に児童への乗馬体験のポニー、また、道産子も、忠類村へ持って行って、調教料に一月で約30万円ぐらい。それ以上かかれば、おのずと40万円、50万円というお金がかかります。また、鞍一つ購入するにしても、20万円前後というお金もかかります。また、最近は本当に馬の頭数が少なくなってきた、繁殖用牝馬を購入するにも、1頭当たり150万円から200万円というお金がかかっています。また、先ほど産業振興課長にお聞きしました。平成27年ですか、26年でしたか、そのころから優良家畜導入に対しての資金に対しての馬の導入が

薄れてきたと。馬を購入する人の数が減ってきたという現状もございます。自分が馬を飼いたいというときには、地全協の補助金が15万円程度、その程度しか当たりません。それで、ばんえい競馬につながったときが、もう少しのお金をいただけるということもありますが、非常に難しい、馬を飼うということは難しい、また、お金がかかるということから、今後、この面について支援をしていかなければならないのではないかなと思いますけれども、町長、どうでしょうか、お考えは。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 馬産振興協議会の皆様の御協力には、教育長が先ほど話したとおり、私も大変感謝しているところであります。町としましては、今のところ新たな支援ということではございませんが、ばんえい十勝にレース協賛を実施しております。イベントのPRとばんえい十勝を支援しております。また、陸別町、全十勝、全道の各家畜共進会の出陳事業への助成、平成19年より優良家畜導入支援事業といたしまして、個体導入の支援などを実施しております。これらの事業を通しまして、馬産振興を継続的に支援してまいりたいと、そのように考えております。そのためにも、馬を飼ってられる方々の御意見、また、馬産振興協議会の皆様の考えもお聞きしまして、検討していくことといたしたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に、馬を育てる、また、馬を育てて市場に持って行って売買する、本当に馬というのは、話を聞いたところ、10頭飼っていても、5頭程度しか妊娠をしない、非常に難しい動物だということも聞いております。10頭から15頭持っていなかったら、馬では食べていけないなというのが今の馬を持っている人の現状です。また、今現在、陸別町には82頭の親子、隣の足寄町は236頭、本別町においては138頭という数字もございます。十勝全体でも1,700頭という頭数が、今のばんえい競馬界、また、馬産の振興につながっているという、この数字もだんだんだんだん減少傾向にあるということも伺っております。

それで、ここからは私の発想と聞いていただければ、町長、ありがたいと思うのですけれども、例えば静内町、新冠町、これは競争馬の産地として全国的にも有名であります。全国各地から競争馬に関わる仕事がしたいという理由から、多くの若者が転入してきているとも聞いております。競争馬の産地として日高町の環境が大きく影響してくるものでもあり、陸別町がそのものを取り入れることは不可能ではないと思っております。やはり陸別町の歴史を見ますと、開拓時から、木材の搬入、畑起こし作業等にばんばが使用され、その馬に対する経験と知識はまだまだ持っている人らがたくさんいると私は思っておりますし、その人らから脈々と今の世代に継承されているのも私は分かっていると思っております。その中で、陸別町の一つの歴史として、いや、文化でもあります。これは本当に世界遺産にも登録されるという話も聞いております。また、今現在、1日1億円程度しか売れなかった馬券の購入額も、日々、毎日4億円を超えてい

ると聞いております。今年も大幅な黒字だということも聞いております。その中で、この馬文化をなくしてはいけない、継承させる、そういう中でも、支援というのは大事だと私は思っています。

そこで、私は提案したいのですが、陸別町をばんばの産地としての事業展開、これは今までも数戸の農家の方々の馬が、十勝のばんえい競馬界をにぎわしている、また走っているという現状もあります。今年も数頭の方がテストに受かって、今現在、ばんえい競馬界で走っている馬もいます。都会からそういう馬好きの方、また、生産に関わる仕事したいと、そういうのも新規就農等と考えていくべきでないかなと思っています。また、つい最近では、馬を飼っている人の娘の婿さんが来て、馬を飼いたいということで、馬を育てたいということで当町に来たということも聞いております。そういう形で、馬産の振興、馬産の今後ということを大々的に打ち出していけば、人口減少に歯どめがかかる、また、一つのまちおこしにもつながる、また、一つの誘致、また、新たな企業の発掘にもつながると私は思っているのですけれども、町長、ここら辺についてはどうでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、陸別は、関さんが最初に入ってきて、開拓したと。それから、やっぱり今のトラクター、機械ですが、トラクターと同じように馬が活躍されてきた。そこら辺の歴史がありますし、また、議員おっしゃるように、文化であると、私もそのように思っております。陸別町をばんばの産地にしてはどうかということでもあります。これも馬産振興協議会の皆様方、生業として馬を飼っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、また、趣味で飼っていらっしゃる方もいるのかなというようにも考えていますし、そこら辺の内情も十分お聞きしたり、会としてもどのようなことを考えていらっしゃるのか、そこら辺も含めて、議員のように熱い思いを抱いているかもしれませんし、ざっくばらんにそこら辺、我々も吸収して、調査していきたいなど、そのように思っています。代々つないできた馬の文化というのは、やっぱり私も途絶えさせることはできないなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当にもしかしたら馬の振興、馬たちが本当に陸別の人口減少のはどめ策、また、人口増になる可能性もあると私は思っています。そういう形で、1組の方でも、このまちに住んで馬を飼ってみたい、馬を育ててみたい、そういう思いの人たちもたくさんいると思っています。何がいいかなどというのは私は分からないと思うのです、現実的に。だから、やっぱり今あるもの、資産を大事にして、これを繁栄につなげていくのが一番いいと思っています。乗馬体験できるのは陸別町しかないと思っております。しばれフェスティバル、鉄道まつり、また、サマーイン、それらで、本当にしばれフェスティバルなどというのは、本当に馬が伸びてしまうぐらいの人を乗せ

て、乗馬というのも大事な魅力的なことではないかなと思っています。私は、人よりも高い目線から景色を眺めるというのも、非常に子供たちに魅力を与えるものだと私は思っています。そういった中でも、高齢者の問題、後継者の問題等から、馬に携わる人もいなくなってきたのも現状です。役場OBの方もいたのですけれども、帯広に転勤をなされたということで、馬に携わる方も減ってきているということです。ここら辺も含めた中で、私は乗馬ができるコースですとか、馬産のばんえい競馬のテストコースですとか、そういう発想も、地域の皆さんといろいろな馬産振興協議会の中の話聞いて、今後につなげて行ってほしいなと思っています。

今年の3月定例会において、令和2年度から令和11年度までの第6期総合計画、10年間で可決をいたしました。この計画の人口の世帯を見ますと、平成7年の人口は3,429人、高齢化率23.8%、令和元年の人口は2,365人、高齢化率38.8%であり、人口は24年間で1,064人の減、高齢化率は15%の上昇であります。また、産業別就業者の推移ですと、第1次産業だけ申し上げますと、平成7年、832人、平成27年、690人と、20年間で140人の減となっております。この間も人口の減少は進んできておりますが、今後、特に何も政策を打たなければ、もっと急激な人口の下降をたどるのでないかと私自身は思っています。

本当に再度の話になりますけれども、トラリ地区、上陸別地区、上斗満地区の今後の推移を見守っても、本当に限界集落になることが予想されております。本当に今、まちなには基金はありますけれども、さらなる人口減少、さらなる産業の衰退を招いてしまつては、総合計画自体が絵に描いた餅のように計画倒れに終わってしまうことにもなりかねません。そのような状況は何が何でも回避しなければならないことであり、そのためにも、こういう乗馬ですとかばんばの生産地陸別町として提案したことは、新たな産業の一つの考え方かもしれませんが、今、陸別の産業は大変重要な局面を迎えているのも事実だと思われまふ。ぜひ新たな事業を展開していくためにも、基金を活用して、人口減少の抑制と、農業生産基盤の充実のために、新たな事業の展開について、町長が今決断する時期にもうあると私は思っています。

今回、私は農業に携わる者として、農業に特化した質問になりましたが、今年は新型コロナウイルスの影響もあり、農業、商工業、林業者の方、いつもの年とは違った苦しい時期を迎えていると私は思っています。私は農業だけが助かればよいという考えではありません。陸別町の農業、林業、商工業で働く人が増えてこなければ、このまちの未来はないと思っています。ぜひ議会、また、各関係機関と協議を重ねて、第6期総合計画の目標を達成するためにも、10年後に、あのときにあの人口対策、あの企業対策をとってよかったと言えるような日が迎えられるよう、実施計画を早急に作成して、新たな事業の展開を目指して行ってほしいなと思っています。

第6期総合計画の目標であります人と自然が響き合う日本一寒いまち陸別の目標を達成するためには、何かこれといったことをすればすぐ陸別の課題が解決できるものでは

ありませんが、よく朝の来ない夜はないと言われます。物事は必ずいつかよい方向へ変わるといふ言葉を信じて、今、当町において、夜の時期に当たるかもしれませんが、小さなまちだからこそできることを模索しながら、いつの日か陸別町に輝かしい朝日が降りそそぐことを願い、最後に町長から力強いお言葉を聞いて、陸別町の産業を絶対に守るのだという力強い答弁をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の熱い思いが十分に伝わってまいりました。陸別町に今ある各産業、これは決して不必要な産業というものはないと、そのように思っていますし、今ある陸別の産業、議員おっしゃるように、絶対守っていこうと、私どももそのように思って日夜考えているところであります。また、新しいものにも、可能性あるものにも十分チャレンジして、よければ取り組んでいかなければならないと、そのようにも考えています。これからもいろいろな議員からの提案、また、議会からの提案、そこら辺、私からもお願いを申し上げたいと、そのように思っているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時02分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 12月定例会、令和2年度ではなく2年の12月なのですけれども、私、どういうわけか最後になりましたので、執行者並びに町長によろしく御答弁のほどお願いいたします。

時間的な制約もありますので、すぐ入っていきたく思いますけれども、私の今回の一般質問の通告では1件のみでございます。コロナ禍での感染対策の考えを伺うということなのですけれども、このコロナに関しては、医師会の会長であります中川会長が、今の新型コロナウイルスは今までの感染症と違ってかなり分からない面がたくさんあると。そういう中で、収束するまでにはまだまだ時間がかかるということ言われている中での、今現在の中では、全国的に、全道、あるいは身近な旭川とか、そういうのでかなりの感染者が、僕に言わせればPCR検査をすることによってあぶり出されてきているのかなという話でございますけれども、それが今までが大体4桁程度だったのですけれども、今、5桁を超えているという、1万規模です、万桁で結局陽性感染者が出ている。それとあわせて、重症化も進んでいるという、そういう今のコロナの感染症の中で、非常にこれは世界的な問題であります。聞くところによると、発祥地は中国だとかと言っていますけれども、地球全体に蔓延したこの感染症に取り組む、簡単に言えば、今まで人類が生きてきた中で、いろいろな感染症がある中で、このコロナというのはそ

れに波が来ているという、人類が生存していく上での避けて通れない病気なのかなと思う面があります。

そういった中で、今現在の身近な点で見ますと、陸別町という行政区の中では、まだ陽性の反応の人が出ていないという形ですけれども、これは決して安心していられる状況ではないと思います。というのは、近隣、十勝の中でも毎日のように陽性者が出ています。決して対岸の火事ではなくて、身近な形、隣まちでも出てきている可能性があるということを考えてときに、できるだけ感染者が出ないように対策をとる準備を十分考えた上で、また、出たときにはどうしたらいいかということまで含めた考え方を私は考えていきたいために、今回、感染対策の考えを伺いたいと思っています。

そういった意味で、いろいろ先ほども言ったように、まだまだ解明できない実態がこのコロナにありますけれども、できるだけ、マスコミ等などを見ますと、いろいろ毎日のようにコロナを取り扱った情報が流れていますけれども、決してこれといったものがない、錯綜する情報ばかりです。国においては、朝令暮改というか、朝決めたことがもう夜には変わるという、そういう右往左往している状況の中で、町民2,300人の人口の住民を守るための野尻町長の手腕というか、それにあわせた職員の皆さん方が十分緊張感を持って、これは先ほども言ったように、決して来年、あと1か月ないのでけれども、それで終わるといようなものでもないような気がしますので、いろいろなことを対策を考えて、この疫病が、簡単に言えばワクチンや、あるいは治療薬ができるまで、やっぱり緊張感を持って取り組んでいきたいなと、取り組むべきだと私は思いますので、その辺で、私の考え方は浅はかではございますけれども、提案も含めておりますけれども、私が今回通告している中身で、9点ほどあるのですけれども、私も自慢するわけではないけれども、質問する場合には、いろいろ関係者の人たちとか、あるいは直接現地を見ながら準備していつているつもりなのですけれども、今回は、結局、コロナウイルスの特性からいって、密接になったらだめだということもあるし、自粛した行動の中での質問でございますので、先に取り組みされているものは取り組みされているというふうにお答えいただければそれでいいのですけれども、先ほど言った考え方の中で、十分なる対策をとれるように、私の浅はかな提案が受け入れられてくれれば、なおかつ私としては質問した意味があったのかなと思っていますので、その点を前段に申し上げて、質問に入りたいと思います。

今年、年明け、3月には非常事態宣言が行われた、10か月以上たった中で、当町における一番先の質問の課題ですけれども、今まで感染結果の実態はということなのですけれども、先ほども言いましたように、当町では陽性反応の人がいないという形でございますけれども、今までそれにニアミスのな、あるいはPCRまでいけばいいのですけれども、そういう実態がどうあったのかなと。町民の中にはかなりそういう憶測も含めていろいろな情報があるのですけれども、実態的にはどうなのですか。まずそれから伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えいたします。

まず、PCR検査に限って言えば、10月までの3件、そして11月、発熱外来開始後の1件、計4件であります。もう少し詳しく言うならば、10月までは疑いの3件に対しまして、これは保健所の指示のもと、PCR検査を行って、これは全て陰性でありました。その後の11月から発熱外来を設けて以降は、発熱患者については全てインフル、そしてコロナ、両方の抗原検査を行っておりまして、その件数は20件程度となっています。そのうち1件が疑陽性となりまして、保健所の指示によってPCR検査を行った結果、これも幸いに陰性ということでありました。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） こういう、危機的な状態の中で、よかったなと思う面もありますが、決してこのことが当然だとは思わないと思います。

私、先ほど前段で申し上げましたが、この新型コロナ感染症、これに取り組む上で非常に残念なのは、国のやり方も先ほども触れましたけれども、余りにもお粗末と、そういう中で、過去に、24年前の保健所、いわゆる感染症というか、こういうものに取り組むための、今、町長の答弁があったように、保健所が統合されたという、そういう弱体の中での実態が今回出てきたのではないかと。これは北海道だけの資料を見ますと、45件の保健所があったわけです。十勝の場合では5件あったのが、今1件しかない。そして、全道的には45件あったのが、今26件、40%の削減という、そういう脆弱な保健体制の中でこういう実態が出てきているということについては、自然界の掟の中での何か忠告のものなのかなと思いますので、先ほど町長が答弁された、そういう実態については、本当にわずかな差で陰性になったという実態でもあると思うので、この保健所体制については、今後、町長もいろいろな首長の会議などがあると思うのですけれども、保健所体制をきちっと充実する、そういうことを常に提言していかないと、これからいろいろな予言の中では、決して新型コロナウイルスは序の口だと。これからまだまだ難解な疫病が出てくると言われている中の、やっぱりそれを一つずつ首長として、自治体を任されている、行政を任させている首長として、保健所の強化、これは場所を置くだけではなくて、人員も整理していかないと、このコロナを乗り切ることはできないということを常に言っていてほしいなと思います。そういった意味で、今の実態を聞いた中で、本当に紙一重みたいな感じでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目のサーマルカメラ、あるいはデジタルサイネージカメラとか、こういうものを入れることによって、コロナについてはまだまだ分からない面があるけれども、体温が普通平常36度が37.5度以上であれば発熱的な、そういうコーションになるということが分かっております。そういった意味で、今、当町においても、庁舎の玄

関に置かれておりますデジタルサイネージ体温計なのかな、ああいうものが事前に設置することによって予測できると、そういった考えの中で、これを公共施設、あるいは各種事業所などの入り口に設置することが、事前に体温の発熱を知ることがいいのではないかなと思いますけれども、私、ここで例として一つ、ほかを見ていないから分からないのですけれども、道の駅に行ったときにはないような気がいたしましたけれども、そういった点を、今言った機械を設置するという、そういった状況で、設置状況と整備計画についてお答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） サーマルカメラ、また、検温機能付きのデジタルサイネージにつきましては、町内事業所から寄附を受けました。検温機能付きデジタルサイネージ2台、これは役場庁舎、そして保健センターに設置をしております。

また、今回、補正予算で議決していただきましたが、小学校、中学校に児童・生徒用、教職員用にそれぞれ検温機能付きデジタルサイネージ及びサーマルカメラを設置することとしております。

そのほかの設置に関する計画は、今のところはございません。

また、町内事業所の設置状況につきましては把握はしておりません。

これらの機器による検温は、あくまでも参考とするものでありまして、入り口に設置してあっても、発熱者に対し、指導する人が常駐していなければ余り意味がないものと思われそうですが、学校登校時における児童・生徒の検温で、毎日教職員がついた形で確認する場合は効果的であると、そのように思っております。

一般の方につきましては、国や道でも示されております、新しい生活様式、また、新北海道スタイルなどを実践しまして、自宅で毎朝の検温、また、健康チェックを行い、発熱の場合は出かけず、かかりつけ医などの医療機関にまずは電話で相談していただくというのが望ましいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほども医師会の会長さんが言ったように、まだまだ分からない面があるというこのコロナの感染症、というのは、結局、実際上は、検査した結果、陽性であったと。しかし、自覚的な症状がないと、そういう実態の中で、少なくとも初期的な形としては37度、これも自覚的な、余り気にしない人は37.5度以上になっても分からないものは分からないと。そういった意味で、本当に初期的な体温測定によって防ぐことができるのだという、分かるというのですか、今、町長の答弁では、そこで発熱があっても、それを指導する人がつかなければ意味がないというけれども、決してそうではないと思うのです。私が先ほど例として挙げた道の駅、これはもちろん庁舎とか、今言った学校とか、そういうのを今設置しようとしているわけなのですけれども、道の駅については不特定多数の人、これは町以外の人もどんどん、後からも触れますけれども、Go Toトラブルだかトラベルだか、そういうようなことで、やっぱりかなり

の人が行き来するという段階においては、僕は初期的な検査としては、道の駅に置くことがいいのではないかなと思うのです。そうすることによって、あの機械はどういう機械はちょっと分からないけれども、もし37.5度以上になるとアラームが鳴るようになっているような気がするのです。そういったときに、周りの人たちか、あるいは本人の自覚の中で、やっぱり陽性反応になるかならないかは次の段階で、質問にもありますけれども、していった中で、結局早期発見。先ほども言ったように、コロナの関係は自覚がない中で発症も出ていない、しかしPCR検査することによって陽性になると。そういう初期段階の人のほうがほかの人に感染する力はあるというふうにも医師会でも言われておりますので、早期にやっぱり体温測定をすることによって、今の近代的なデジタルの機械がありますので、これをやっぱり、僕は少なくとも道の駅にはぜひ置いてほしいと。今、各事業所について分からないと言ったけれども、手短な、ハンド的な、手で持つ体温計もありますけれども、農協とかそういうところもいろいろな人が出入りするところは、少なくともこういうものを置いてやっていったほうがいいと思うのですけれども、その辺についての整備は考えていませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 正直、今のところはまだ考えておりせん。道の駅に関しましては、今、議員おっしゃるように、やっぱり不特定地域から行ったり来たりするところがありますから、そのようなこともやっぱり考えていかなければならないのかなというような気はします。ただ、アラーム機能とか何とかというのは、たしか私の記憶ではないような感じがしますし、外に置いても余り使い勝手がよくないというか、余り正確なものではないということもあります。ですから、いろいろな機種があるのですが、そこら辺もどういうものがあるのかというようなことも、そこら辺も勉強しながら、いろいろ考えていかなければならないのかなというふうに思います。

また、各団体、そして事業所、商売をやっておられるところもそうですが、1人出ればちょっと待たがかかってしまうようなこともあると思うので、その事業所なりに検温器とか何とかと段取りしているところもあるのでないのかなというふうには思っています。いろいろコロナに関しては、嫌というほどいろいろな情報が入っていますので、それは事業体でできることは事業体で皆さんやっていただくのが一番ありがたいのかなと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういった意味合いの警戒心というのですか、準備というのは常にとれるように、今言ったように、各事業所についても、マスク、手洗いと同時に、毎日の検温をするということも、それは各自でもありますけれども、事業所の入り口で、今、陸別では、これは病院のところもないのかな、検温の関係は。ちょっと分からないですけれども、そういった意味合いで、やっぱり人の出入りするところは、今言ったような検温することが初期段階ですから、そういうものは準備するように、ひとつ町

長のほうから各事業所にでも話しかけていってほしいなと私は思います。

道の駅については、外ではもちろんだめなのですけれども、玄関並びに奥の待合室ですか、あそこであれば、必ず僕はそれを置いてどういう意味と、もうだんだんみんな、町民にしてもほかから来る人も、今の時代、検温ということはだんだんそれなりに理解し始めてきているので、もちろんその機械を置いて、これは何の機械と言われるようなことはないと思いますけれども、やはり貼り紙なり何なりして、ここで入る場合には検温して、マスクももちろんするとかという、そういうコーションを、注意をしながら、簡単に言えば協力していただきたいということを告示しながらやったほうがいいと思いますので、その辺について、今、不特定多数で、陸別町民の人が、いわゆる感染されていない状況の中で、無垢の中で、ほかから来ることによってそういう感染する可能性が強いので、その辺を入り口の段階でチェックするということが必要だと思いますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。機械的には、今回の12月の補正で組まれたような機械がいいのか悪いのか私も分かりませんが、もっと時代的に高度なものができるかもしれませんけれども、そういうものを設置して、入り口でとめるという基本的な考え方で取り組んでいってほしいと思います。

それでは、3番目の質問なのですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金制度による高齢者、あるいは障害者施設並びに従事者全員のPCR、これは病院も含むわけなのですが、全員のPCR検査が必要ということで、実施はあるのかということで質問しているわけなのですが、これも決して自治体の首長を責める話ではないのですが、国自身がこういう支援交付金を出すと行って、PCR検査を実施しなさいという話ではないような通達もあるけれども、私どもの道議会で議員が質問した結果、それを担当する保健部の方は、そういう状態はあるけれども、十分症状があるのに関わらず検査が可能であるということを通達を出すということをして私としては連絡を受けているわけなので、この包括支援交付金制度、これから先ほども言った1次、2次、あるいは3次の支援、臨時交付金が来るということも含めると、僕はPCR検査が必要であると。

それと、つい最近なのですが、本別の議会で12月に簡易検査、これも機械的に私は非常に国の怠慢だと思うのですが、本当にピンからキリまでであると。そういった中で、本別では147万円で議会で取り上げて買うようにしたという話もあります。そしてPCR検査の検査試薬によるのか、それを操作する人員の人件費も入るのか分かりませんが、当初、1件当たり4万円という話もありました。でも今現在で、テレビなどでは、あれでも1万円、万桁ですけども、2,900円で新橋の駅前ではPCR検査ができるとか、そういった価格があってないような、そういうような状況、これはやっぱり国としての責任は十分あると思うのです。そんなめちゃくちゃな話の形ではなくて、PCRの検査をすることによって、いわゆる症状が出ていなくても陽性と陰性との振り分けをすることによって、また本人もやっぱり心配で今生活している

と思うのです。PCR検査をすることによって、自分が今現在かかっているのかかかっていないかという、そういう確認もできるという意味では、僕はPCR検査が必要でないかと。特に今言ったように普通的な、私のようなものではなくて、医療従事者、あるいは高齢者、僕も高齢者に入るのか分かりませんが、そういう中での障害施設、例えば陸別に法人組織があります。そういう人たちの従事者とかいうのは、僕はPCRは絶対必須だと思うのです。そういった中で、このPCRを受ける検査の機械を買うというのもあるし、検査する費用も、やっぱりさっき言った国で包括支援交付金を使うことができる、あるいは臨時交付金を使うことができるという、そういう実態になるかと思うので、その辺についてのPCR検査をぜひ僕はやってほしいと思うのですが、その辺の取り組みについてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この席で国や道の政策等に関する答弁は控えさせていただきたいと、そのように思いますので、御理解いただきたいと思うのですが、必要であれば町村会の首長の話の中でもいろいろ出てきて、これは道にも言わなければならん、国にも言わなければならんといったときは、それぞれ町村会として動きたいなということは、今までもそうですし、これからもそのように思っています。

今の御質問ですが、高齢者、または障害者施設入所者、また、従業員に対しての現状確認のためのPCR検査の実施というものは、私は考えておりません。行政としてPCR検査を実施するのは、あくまでも疑わしき方を対象とするものでありますから、町として診療所として実施するのはそういう方に限定されると、そのように考えています。また、各施設がそれぞれの責任で十分な感染対策を行っていただき、発熱等、感染が疑われる方が出た場合は速やかに対応すること、いざというときにばたばたしない、ふだんからの体制づくりが何よりも大切だと、そのように考えております。

また、緊急包括支援交付金につきましては、高齢者、または障害者施設従事者に対するPCR検査の実施の項目は、今のところありません。従来から周知されておりますとおり、発熱などにより医師が新型コロナの感染を疑い、検査が必要と、そのように判断した場合のみ、PCR検査を受けることができることとなっております。

先ほど議員のお話の中にもありました、本別町のPCR簡易検査装置の導入ということで、これも医師が感染を疑った場合のみ実施するというもので、全員を検査するものではないと、町長答弁でもそのようなことだったと思います。

また、この検査で疑陽性が出た場合は、当町の診療所の対応と同様に、保健所に連絡の上、その指示に基づいてPCR検査が実施されるということで、間違いはないというのはちょっと語弊がありますが、一番最終は保健所のPCR検査ということになっておると思いますし、そのように理解しております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長の今の答弁の中で、国に対しては国のあれだけども、首

長としての町民のトップに立つ人間として、言うときは言っていってほしいなという中ですが、町長の今の実態の中で、毎日どのチャンネルに入れても新型コロナの情報ばかりです。ということは、今までコロナについては点、いわゆる自覚症状があった人をPCR検査で陽性を、そうやってあぶり出してきたわけですね。それから、それに濃厚接触者ということで線をたどって、そして集団的にその場所を大きく見つけるといえますか、そういった形ですが、僕はいろいろなところで、僕も素人ですから、考える面としては、今もう感染している人、だけど症状が出ないと、検査しない限り分からない人たちをやっぱりきちっと見出していくためには、僕は全員がPCR検査することによって振り分けできると思うのです。そういった意味で、本人は自覚がなくてもPCRで陽性だとなれば軽症で終わるけれども、PCR検査をしていない陽性の方が何も知らないであちこちに感染、むしろ症状が出ていない人のほうが感染力があるという実態の中で、僕は少なくともこういう高齢者施設とか、そういうものに従事している人たち、あるいは高齢者施設の中でも、今は面会はできないけれども、やはり感染症を持っているお年寄りの人たちがかかりやすいと、そういった意味の中では、十分先に検査によって見出していくということは、僕は必要だと思っています。これはそういうことで見出したら医療がパンクするというけれども、そんなことをしなくても、今現在の中で、今言ったように、5桁台の感染者が出てきて、医療崩壊している、あるいは自衛隊の看護師さんたちが来てもらわなければならないという実態の中では、とにかく陽性であるか陰性であるかの判定だけで振り分けすることによって、僕はかなり、いわゆる面から線、点に近づけるのではないかと、逆な方向だと思いますので、その辺について、町長自身が今後取り組む上では、僕の考えにちょっと変化してほしいと思うのですけれども、かたくなに今の考えでいきますか。お願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、今、PCR検査、民間で、例えば2,900円から始まって、一万四、五千円ぐらいでやるよということもありますが、いろいろ先ほども言いましたが、一番最後のとりでもやっぱり保健所に行って、そのPCR検査が一番信頼すべきものということだというのはまず間違いのないことで、例えば民間で検査して、陽性と例えば出ると、それは保健所にまた報告もする義務もないようがあります。また、報告したら、それはまた最後の砦の保健所のほうの検査センターでPCR検査をしてくださいということにもなりますし、今日、PCR検査して、陰性であっても、明日感染しないという保証はないわけでありまして。ですから、悪い話で、二、三日前にテレビで聞いたのですが、本州のある事業所で、5名だか10名社員がいて、そちらのほうで一斉にやったと。そうしたら、2人が陽性が出たと。これを公に発表してしまったら、その会社はちょっと身動きとれなくなるので、何回も繰り返し黙って検査をして、仕事は続けながら、陰性になったときに戻ってきてと。ですから、それが果たしてそういうのがいいのかどうかということもありますし、また、PCR検査でなく

て、うちの診療所でもやっています抗原検査、また抗体検査というのがあります。そこら辺の信頼度合い、どのようなものか、また、疑陰性が多くなるというようなこともありますし、そこら辺はちょっと急々にこうしたらいいとか何とかということではなくて、安全な、そして拡大防止につながるようなやっぱり方法というのは、真剣にこれからも研究していかなければならないなと思いますから、今すぐ全てにPCR検査をとということには、私は今のところ思っておりません。

先ほど本別の場合のこともあったのですけれども、本別町長も議会のそういう質問の答えは、やっぱりかかりつけのお医者さんが判断してやるというのが原則だよという答弁をしていますので、そこら辺は私も同じ考えを持っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、最終判断は保健所だと、町長も今答弁されたのですけれども、先ほど前段に申し上げたように、4割も削減して、十勝の場合は五つあったのが一つしかない保健所を統合されたと、やっぱりそういう疫病とか感染症を食い止めるというか、これは必ずしもコロナだけでなく、家畜の防疫体制も含めた中で、保健所は絶対的に足りないのですよ。それを合理化、行政改革の名のもとで縮小されてきたという実態の中で、保健所は、僕は徹底的にやっぱり強化すると同時に、保健所の役割を首長として強く要望して行ってほしいと思います。それでないと、結局、今の保健所の体制の中では本当に点しか見つけられない。そして最終的に、きのうもテレビで言っていましたけれども、そこで陽性が出た人を、今度、線をとどって行くわけなのですけれども、そこにいる職員の人たちは夜中まで、誰々と接触した云々という電話を確認しているという、その人員も足りないということを訴えられていますので、私は、先ほども言ったように、このコロナは決して今だけではなくて、これからいろいろな疫病が出る中で、保健所というのは重要だということを私はこれを機会に強化するように、そして無駄な国費を、国のことを言ったら町長は私には関係ないという話なのかもしれませんが、そういう要望を、旅行することによってどうのこうのという、僕はあれは強盗のトラブルですよ、結局。そういうようなやり方をしていたのでは、決してこの感染症の犠牲者は本当にいたましいことが出てくると、私はそういう意味で残念に思うので、そういうお金があるなら、保健所を強化して、人員を強化して、そしてこういうものに取り組んでほしいということを町長のほうからも申し入れて行ってほしいなど。私も私の立場の中で連絡的にとるところがありますから言いますけれども、なかなか1回言った以上は、間違っても間違ったと言わないのが今の国政だと思っていますので、でも言わなければだめだと思うのね。そういったことでひとつ取り組んで行ってほしいと思います。

それでは、4番目になりますけれども、これは第1次、2次、いわゆる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのかな、そういうものが第3次で出ると、出るのか出ないのか、それも先ほど言ったように、朝令暮改で、1兆円とも2兆円とも

言われている、そういうあいまいな中ですがけれども、そういう事業が来たときに取り組むべきだということで4番目のほうでやっていますので、具体的に読みますと、学校、あるいは保育所での手洗いを励行することによって少しでも感染を抑えるということで、水道の蛇口の自動化の整備はということで質問しているわけです。これは教育長関係だと思っておりますけれども、今現在における水道蛇口についての現在と対応について、ちょっとお答え願います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 議員御質問のとおり、国からの交付金等を活用いたしまして、学校等も各種感染対策等の整備をしているところでありますけれども、今回のトイレの関係でありますけれども、自動化の整備はということであります。私も実際に小中学校へ行って現地を確認してまいりました。小学校のトイレは男女別各4か所と、多目的トイレ1か所の計9か所があります。そのうち、手洗い場の蛇口については、9か所のうち8か所が自動、1か所がレバー式となっております。中学校のトイレは、男女別各8か所と多目的トイレ2か所の計18か所ありますけれども、そのうちの手洗い場の蛇口につきましては、2か所ある多目的トイレにつきましては二つとも自動、そのほかの校舎の1階、2階、体育館のトイレ場16か所ありますけれども、そちらは全てレバー式となっておりますので、小中学校のトイレの手洗い場においては、蛇口を回すタイプのものはありませんので、今のところ整備の予定はありません。

なお、トイレ以外の各校内の手洗い場の箇所では、蛇口を回すタイプになっております。そのため、一部を除き、実は交換修繕を予定しておりました。交換箇所は、小学校で20か所、中学校で30か所を考えておりましたけれども、町内の事業者の御厚意によりまして、左右開閉のレバー式、要は上下のレバー式と横のレバー式とあるのですが、今回につきましては横のレバー式、要はこれは肘でも開閉ができるというタイプのものがありますけれども、こちらに無償で交換をしていただけるということになりましたので、こちらについても今のところ自動化に向けての整備というものは予定しておりません。町内事業者様より8月に無償交換の申し出がありました。大変ありがたいと感じているところでありますけれども、現在、全国的に交換用のレバーの需要が多く、入荷待ちの状況でありましたけれども、本日、12月9日より蛇口の交換作業が行われるという連絡がありましたので、今週中にも交換予定の全ての蛇口はレバー式に交換完了の予定であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 保育所について御説明申し上げたいと思います。保育所におきましては、現在はハンドル式、こういう回すハンドル式になっておりますが、将来的にはシングルレバーに変えていく考えであります。完全自動化についてということでは考えておりません。全てが便利ということが決していいとは思いませんので、どのような

形態にしましても、使用前、使用後の消毒など、できる感染対策は行っておきたいなと思います。

それと、先ほどちょっと答えが足りないやつがありますので、今ちょっと答えさせていただきたいと思いますが、政府は、地方創生の臨時交付金1兆5,000億円確保すると言っていますが、詳細は今のところまだ詳しく分かっておりません。このうちから市町村に配分されるものと、そのように思っています。

また、もう一つ、先ほど議員のほうから保健所の話が出ていました。保健所のことに関しては、これはまた上のほうのことですから、私、どうこうということは差し控えたいと思うのですが、話のやりとりをしていて、ちょっと思いついたことがあるといえますか、今年の春先、私、陸別の広報を読んでいました、過去のやつ。そうしたら、ちょっと間違っているかもしれませんが、1954年だったと思います。5月23日に、夜中に急にサイレンが鳴ったと。そうしたら、何事だということで町民は大騒ぎになった。それは赤痢が発生したという合図だったらしいです。それで、日にちもたっているのに若干数字が違うと思うのですが、あれよあれよという間に50人ぐらい赤痢患者、赤痢ですから隔離してやったのですが、そこら辺の保健所等の体制もすごく協力的であって、7月の頭、1日か2日の広報で大体収束宣言が出ていますので、約40日かそれぐらいで収束したと。やっぱりそういう体制も大事なことになるのかなど。話していて、ちょっとそういう昔の記憶が出ていました。参考までに、ちょっと外れたかもしれませんが。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が答弁したように、保健所、1996年まではあったのです、本別に。十勝は先ほど言ったように5か所、新得、広尾、本別、それから帯広というくくりの中で、池田も含めて5か所あったのが、今1か所しかないという、そういう実態の中で、すぐ対応してくれたのだと思うのです、本別にありましたから。そういった実態の中で、保健所というのは、今言ったように、その住民の生活、人命を守る上で必要な組織なので、こうやって行政改革の名のもとで、もう24年前ですけれども、そうやってやられてきたことは決して国民を守るという姿勢ではないと私は思うし、今回の感染でそういうものを強く望んでいってほしいと思います。

そういった中で、先ほどの話に戻りますけれども、自動蛇口、これは便利とか不便の問題ではないのですよね。結局、水を出すとき、あるいはとめるときに、手で触れるということが、せっかく洗った手が、またそこでレバーをさわることによってまた移ってしまうと、そういったリバウンド的なものがあるので、自動であれば、手を差し出せば水が出る、あるいは終われば水がとまる、そういう自動化が必要であって、便利の問題ではないということを私は強く申し上げて、今どきそういうものが開発されていないというならなかなか大変ですけれども、今ほどこでも、新しい施設はみんな自動になっていますので、そういうことを取り組んで、例えば陸別の庁舎の中だって、やっぱりそう

いうものも取り入れていくことによって、手洗いを励行しても何の意味もないですね、1回触れたレバーにまた触れてとめるという。そういうことを考えたときに、やっぱり少しでも感染を抑えるため、そして今現在、ノズル的というのか、しめる、それはいわゆる止水しておくとか、そういうぐらいの姿勢で、自動のところでも今言ったように行為を行うということを少し考えていってほしいなと思います。少なくとも、先ほども言いましたように、まだまだ最低でも1年か2年ぐらい、こういう感染症の注意をすることによって、少しでも考えられる感染を抑えるという姿勢をやっぱりとってほしいなとは私思いますので、何かの機会でもたまたまそういう近代的な設備にするようお願いいたします。

それでは、時間的な制約もありますので、私、次の5番目にいきたいと思いますが、これも臨時交付金で、基本的には国から、先ほど答弁にあった1兆5,000億円ぐらいあるけれども、割り当てはまだ来ていないという話の中で、当町における2次に1億2,000万円も来たことがあるので、そういったことで期待しながら、次に取り上げるように、これは臨時交付金と同時に、持続化、再生するための事業として、商工業者に、私、見まして、条例の中で利子補給の条例があります。そういった中で、全部で6本あるわけなのですけれども、貸付金の名前が。1本だけが2分の1の助成と書いてありますけれども、こういうコロナの中で2分の1を2分の2に、あとは2分の2になっていますから、2分の2にやっぱり利子補給して、借入金の負担を少しでも抑えるような、そういう事業に取り組んでもらいたいということで通告しているわけなのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町内の中小企業を支援するために、陸別町中小企業融資制度及び陸別町中小企業経営安定資金利子補給金制度があります。融資事業につきましては、町からの預託金を原資として、低利で融資を行うものであります。利子補給につきましては、融資の種別によりまして、補給期間、また、補給率を定めて実施しております。

このたびのコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、町内商工業者等の財政支援として、令和2年4月9日より、従来の特別運転資金を改正、これは拡充しております。詳しい内容としましては、融資期間を7年以内、据え置き1年以内から、8年以内、据え置き2年以内に延長しまして、また、補給金及び補給期間も7年以内で利子の2分の1以内から、8年以内で利子の2分の2、このように改正しております。以上の改正によりまして、現在までに特別運転資金として14件の融資を実行しており、大変喜ばれていると、そのように聞いているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、そういう形で、町長の答弁で迅速にそういう対応をいただいているということについては、私は大変よいことだと思います。私が調べた中で

は、まだ2分の1であったので、あとの5件については2分の2ですから、全額利子補給と、条件的なものも改善されていることについては、私は商工業者のコロナに関しての経営難を乗り切れるように、ぜひこういうことを実施して行ってほしいと思います。

それでは、6番目の農業関係の支援策ということで、もし感染者が出たときの経営支援、これは私が聞くところによりますと、農業関係はなかなか自然を相手にしているので、人間との密がないから余り感染しないという話もあったけれども、実態的には、今出てきているという話も聞きますので、農業者が。そういった中で、農業者も、事実、家族経営もありますけれども、従業員とか、そういう法人化した中での形でやられている中では、感染したときには大変な事態になると。酪農の場合、特に感染が出たから、陽性反応が出たからって、すぐ隔離できるわけでもありません。それによって休むことは酪農は許されませんので、ヘルパーという、そういう補完的なサポートもありますけれども、やっぱり家族全員がなるとなったら、ヘルパーが全員来るというわけにもいかないという実態の中で、少なくとももしなったときの対策というのか、そういうこともシミュレーションをつくる必要があると思うのですけれども、その辺についての対策、もししてましたら答えがほしいし、なければ今後取り組んでほしいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） コロナウイルス感染症発生時には、一定期間の隔離などが想定されますが、これは全ての方が該当するものであります。農業者においては、そのような場合でも家畜の飼養を続ける必要があるのではないのかなと、そんなようなことを思っています。町内におきましては、陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合、これが農業者の緊急時に機能しておりまして、これは大変ありがたいことだなと、そのように思っているところであります。

平成22年より、全道を統一した北海道酪農ヘルパー統合互助会が設立され、傷疾病時の負担軽減額が設定されていると伺っております。多くの農業者の緊急時の不安を払拭できるすばらしい制度でないのかなと、そのように感じております。現時点では、町としましては、コロナ感染者に対するヘルパー利用料等の新たな上乗せ助成は考えておりませんが、ヘルパー組合には引き続き運営支援をしまいたいと考えております。

また、町の事業ではありませんが、令和2年11月に一般社団法人中央酪農会議より、発生農場酪農経営継続支援対策事業、これが創設されております。これにつきましては、農場の経営者等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合、経営者などが一定期間隔離され、家畜の飼養管理や搾乳等が困難となり、家畜が飼養できなくなるなどのおそれがあるため、必要となる代替要員の派遣等を支援するものと、そのようになります。こちらの支援は緊急預託費、また、消毒等経費なども想定されております。万が一感染症が発生した際は、様々な状況が想定されますが、有利な制度を選択できるように、関係機関と連携して実施をしまいたいと、そのように考えているところであります。

す。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が答弁されたように、そういった体制をとって、少しでも経営が持続化できる体制をとってほしいと思います。

時間の関係もありますけれども、あと3点残っております中で、三つまとめて1回に質問して、お答えを願って、時間内で終わりたいと考えております。

一つは、新生活様式、先ほどもさきの議員が質問していたような新生活方式によって、コロナの関係で、そういった面では、外出自粛とか、あるいは換気の窓開けによって常に空気の入れかえとかということで、私は少なくとも各家庭においてはそれなりの感染対策として家計的に圧力が受けられると思う。例えばごみが多く出るとか、あるいは灯油代がかかるとか、あるいは電気代とか水道代の支援、これは私、この質問をする上で、先ほど言った感染症対策の2次の事業の取り組みの中で、ネットで取り寄せてもらった資料によると、こういうことをやっているところもありますので、こういうようなことも、惨事が来たときに、こういうことを少しでも町民の生活安定のために取り組んだらということで通告しておりますので、その辺の対策をしてください。

それから、8番目の、高齢者の特にひとり暮らしの支援体制はできているのかということについても、これはやっぱり先ほどのさきの議員が質問していた、そういうものとあわせて見回りなどによって、ひとり暮らしの人たちが、實際上、先ほども言ったように、自覚がない中で急激にコロナの自覚が出てきたときには手遅れになる、重症化するという実態の中では、少しでもというか、早めに実態をつかまえる上で、支援体制として見回りなどをやってほしいと。

それから、9番目には、全戸配布のチラシによる感染防止の啓蒙、あるいは情報提供はできているのかというより、してくださいという意味なのですが、これも先ほど言ったネットで取り寄せたさきの事業の中で、チラシによって町民というか住民に知らせるということがありましたので、これは毎月か何かは別としても、間を置いてでもいいですから、陸別広報でもいいし、感染防止に対する取り組み、例えば毎朝検温して、37.5度以上があった場合にはきちっと診療所、あるいはお医者さんと相談しなさいとか、換気を進める上で窓あけとか、あるいはいろいろこの情報の中において、きのうの情報も今日の情報も変わってきている、そういう実態の中で、こういうチラシとか、一つのかわら版的とか、そういうものも含めた情報というのを常に町民に、先ほど一番先に取り上げた、この情報はいいか悪いか分かりませんが、陸別の実態はこういうことで、疑陽性で、今は陰性でいますと。ただどなおかつ気をつけてくださいみたいな話のチラシとか、そういう情報を提供していただきたいと思います。

三つまとめて言ったわけですが、町長のほうの考え方としてはどういうふうになるか、答えをいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、三つお答えしたいなと思います。

まず各戸への支援策といたしまして、個人、御家庭への支援策といたしましては、これまで国が実施した特別定額給付金以外に、現時点でコロナ感染症対策に関する個別の具体的な支援の検討はしておりませんが、今後、状況を見ながら、町民や関係機関の要望等を踏まえて考えていく必要があると思っています。これはまた先ほど話しました1兆5,000億円のほうと絡みますので、そこははしょらせていただきたいなと思います。

また、高齢者の特にひとり暮らしへの支援体制はできているのかというようなことだと思いますが、コロナ感染に限って申し上げれば、高齢者に限らず、どの方も北海道が主体で対応することとなり、町はその指示に従い、連携して対応することに、そのようになります。通常の生活における見守り体制は、さきの議員の答弁の繰り返しとなりますが、地域包括支援センターでは独居高齢者宅等、訪問しまして、生活状況の把握を行うことで、見守りの対象になるか確認しているところでもあります。また、社会福祉協議会、また、民生委員協議会とも定例で情報交換を行って、ゆるやかな見守りを継続しています。地域間の見守りについては、社会福祉協議会で行っている小地域ネットワーク活動、それがその役割を担っておりまして、その活動については、随時確認をしております。ほかに、社会福祉協議会が実施主体となる活動としては、電話サービス、また、配食サービス、ふまねっと、昼食会、サロン事業などを通して、安否確認、見守りを行っています。繰り返しですが、そういうことであります。

また、最後、全戸配布のチラシなどで、感染防止等の啓蒙情報の提供はできているかという御質問であります。この感染防止等の啓蒙、情報提供につきましては、連日、テレビ、新聞等で報道されておりますが、町といたしましても、これまでに3月と4月にそれぞれ1回、また、9月に2回、11月に2回、国や道から示された情報等を回覧により周知しております。札幌市において警戒ステージ4相当の強い措置を講ずることとされた際には、十勝総合振興局長と管内市町村長連名によるお知らせを回覧したり、ホームページに情報を載せるなど、改めて注意喚起のお願いをしているところでもあります。感染防止対策に特別なものはありません。国や道から示されている新しい生活様式などを実践していただきまして、ふだんから出かける際にはマスクの着用、手洗い、消毒、それと三つの密を避けるなど、何かあったときだけでなく、みんながふだんから注意し、行動することが大切なこと、これが基本だと、そのように思っているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 貴重な時間の中で、延長したことになるのかも分かりませんが、よろしくお願いします。

今、町長が言ったように、最後は端折ったような形ですけれども、やはり今現在、幸にて、不幸にならないように、感染が陽性としてならない体制というのは常にとって、もし出たときは出たときの、やっぱりちゃんと新型コロナ対策本部というのがありますので、それを十分やって、少しでもやっぱりコロナによって犠牲者が出ないように、感染しても軽症で終わる、そういう体制というのを常にとっていくことが陸別町民の福祉向上につながるというか、命を守る、生活を守る、そういう体制を十分とってほしいと私は思います。それでいても、まだ先ほど前段で言った中川会長ではないけれども、決して油断することなく取り組んでほしいと言っていますので、これは予防薬ワクチンや治療薬ができるまでは、やっぱり気を抜くことができませんので、その辺について、大変首長であります町長が常にちゃんと、お休みになるときはなってもいいですから、やっぱり十分緊張感を持って取り組んでほしいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の日程に入る前に申し上げます。

本日、議会運営委員会を開催し、町長から提出のありました議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についての取り扱いについて協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君） 12月定例会の運営に当たり、町長より追加議案として提出のありました議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についての取り扱いについて、本日開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

追加議案第84号につきましては、本日の議事日程に組み入れて、直ちに審議するものといたしました。

以上のとおりでありますので、特段の御理解とお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についてを本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についてを日程に追加

し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第1 議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解について

○議長（本田 学君） 追加日程第1、議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についてですが、公用自動車事故によります損害を賠償し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第84号について御説明申し上げます。

町長の提案理由の説明のとおり、本件につきましては、公用自動車事故による損害を賠償し、和解するために、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるものであります。

地方自治法第96条第1項は、議会の議決事件であり、第12号の規定は、普通地方公共団体が、その当時者である審査請求そのほかの不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調定及び仲介に関することという条文であります。

今回は、この和解に該当しまして、第13号の規定で、法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることとなっております。今回、この条文により議会の議決を求めるというものであります。

条文を読み上げさせていただきます。

議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解について。

自動車事故による損害を次のとおり賠償し、和解するものとする。

1、事故の概要。

令和2年3月12日午後1時24分ごろ、帯広市西6条南5丁目2番地において、町公用自動車帯広300、て、48-36号車が、右折のため、交差点に進入しようとし

たところ、前方の赤信号を見落とし、停車中の車両、帯広500、の、44-34号車に追突した。停車中の車両の運転手は、事故後、体調不良を訴え、医療機関を受診し、頸椎捻挫の診断を受けて、本年10月30日まで通院、加療した。

2、当事者。

甲、所有者、陸別町長、野尻秀隆。運転者、足寄郡陸別町字陸別原野基線327番地52、佐藤壽一。乙、運転者、帯広市西21条南2丁目59番地12。失礼しました。帯広市の「市」が抜けておりましたので、後ほど訂正をさせていただきます。

3、和解の内容。

(1) 甲の過失割合を100%とする。

(2) 甲は、乙が当該事故にかかるけがによる通院した令和2年3月12日から10月30日までの診療費85万5,768円を乙が指定する医療機関へ支払う。

(3) 甲は、前項の受診に要した交通費1万305円を乙に支払う。

(4) 甲は、慰謝料として70万円を乙に支払う。

(5) 甲は、乙車両の修繕に要する費用39万3,000円を、乙が指定する修繕委託先へ支払う。

(6) 前4項のほか、甲は、乙に対して責任を負わないことを乙は承諾する。

令和2年12月9日提出であります。

この事故により、陸別町が支払うべき損害賠償額につきましては、和解の内容にもありましたとおり、診療費85万5,768円、受診に要した交通費1万305円、慰謝料70万円、診療の修繕に要した費用39万3,000円で、総額は195万9,073円となります。その金額を当町が加入する一般社団法人全国自治協会から、自動車事故共済金として直接支払われることとなります。

以上で、簡単ではございますが、議案第84号の説明とさせていただき、以後、御質問によりお答えいたしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一つ確認なのですが、これにかかる費用は全て共済保険で賄われるという説明であったのですが、会計処理上は、歳入歳出それぞれに所定の科目に載るような格好にはなるのですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） これは全額委任払いとなりまして、保険会社から直接先ほどの和解の内容の中にありました関係者へ支払われることとなります。町の会計をくぐることはございません。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号交通事故（損害賠償）に係る和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第6号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

○議長（本田 学君） 日程第3、意見書案第6号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が、2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠であります。しかし、文科省が2020年度分概算要求において、4,235人の教職員定数増を求めましたが、実質的な改善は1,726人とどまっています。

2019年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護、準要保

護率は全国で15.23%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い21.04%（5人に1人）となっており、依然、厳しい実態にあります。

また、教育現場では、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。学校図書に至っては、蔵書数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合が小学校で35.2%、中学校で38.0%となっており、全国的に見ても低い水準となっています。

さらに「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや、経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充を求め、下記の事項について要望する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とし、少なくとも義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を図ること。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の中村議員から趣旨説明を求めます。

中村議員。

○1番（中村佳代子君） ただいま事務局長が朗読いたしました「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

意見書でも述べておりますが、就学援助実施状況調査では、要保護、準要保護率は、全国平均7人に1人のところ、北海道は5人に1人と、子供たちの貧困と格差は拡大し、このような状況でさらに今後、コロナウイルス感染拡大で困窮世帯は増加するとみられます。経済的理由で進学を断念するなど、教育機会均等に影響を及ぼしております。教育費、修学旅行費など、保護者負担も自治体においてその措置に格差が生じている状況です。

また、教育現場では、教職員の超勤、多忙化の改善、その解消に向けての30人以下学級の実現は喫緊の課題であります。子供たちが住む地域や環境に関係なく平等に教育を受けられるように、国による教育予算の確保と拡充を要望するものであります。

このことから、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に対し、提出しようとするものでありますので、議員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第6号を採決します。

意見書案第6号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（本田 学君） 日程第4、意見書案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 今、地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化、複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害や、そのための防災・減災対策の実施、また、新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直

面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど、全国的に猛威を振るっており、いまだ収束のめどは見通せないどころか、長期化が予想される状況になっています。

このため、各自治体では、住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など、様々な対策がとられています。

6月12日に成立した2020年度一般会計第2次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、2兆円の増額となりましたが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠であります。

一方で、地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は、6兆3千4百31億8千万円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、地方財政の確立を求め、下記の事項について要望する。

記。

1、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、継続的かつ確実な財政措置を行うこと。

2、さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には、確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

4、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

5、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

6、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の趣旨に

基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

7、地方交付税における「業務改革の取り組み等の成果を繁栄した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来、交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止に向け検討すること。

8、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

9、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

10、地域間の財源の偏在性は是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

12、2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の三輪議員から趣旨説明を求めます。

三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいま事務局長が朗読いたしました地域財政の充実・強化を求める意見書の提出に当たり、趣旨説明申し上げます。

より複雑多様化した行政需要への対応が、今、地方自治体に求められていますが、公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、近年、多発している大規模災害や、現在進行形である新型コロナウイルス感染症対策など、緊急を要する課題にも直面しています。

国の緊急事態宣言が終了した後、新しい生活様式のもと、日常生活も経済も何とか持ち返そうとしていたさなか、現在、またその猛威を振るい始めた新型コロナウイルスへの対策のため、各自治体では、住民の命と生活を守るために、感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用政策など、さまざまな対応がとられています。このように、今もなおその収束のきざしが見えない新型コロナウイルス感染対策に係る継続的な対策には、国の責任においてさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠であり、また、人口減

少、超高齢化に伴う社会保障費関連対策を初めとした地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実と強化が求められ、その確立のために要望するものであります。

このことから、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣に対して提出しようとするものでありますので、議員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第7号を採決します。

意見書案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和2年陸別町議会12月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時43分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員